

わたしたちが できること

消さないで！きらきら光る子どもの笑顔！

子ども虐待対応のための手引き



はじめに

平成 19 年 4 月に施行されたいしかわ子ども総合条例では、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、知事が策定する「早期発見対応指針」に従って、子どもに対する虐待の早期発見及び早期対応に努めること、また、知事が策定する「保護支援指針」に従って、虐待を受けた子どもの保護及び支援に努めることが規定されています。

県では、いしかわ子ども総合条例の施行にあわせて、「関係者のための子ども虐待防止ハンドブック—石川県児童虐待の早期発見対応指針及び保護支援指針—」を定め、子ども虐待とは何か、早期発見・早期対応に必要な関係機関の役割などを具体的に明記しています。

さらに、子ども虐待への対応にあたっては、複数の関係機関が携わることにより、役割分担や責任が曖昧になりやすい等の課題がみられることから、今回、それぞれの立場に応じた子ども虐待への対応のポイントを示すことにより、「わが事」としてケースを捉え、より良い支援や連携につなげていくために、日頃子どもと関わる機会が多い学校向けの子どもの虐待対応のための手引きを作成することといたしました。

本手引きにより、校長をはじめとして、すべての教職員等の皆様が、子ども虐待についての理解を深め、虐待が疑われる子どもを見つけた場合の速やかな相談（通告）から、地域での見守り・支援を行うとともに、市町や児童相談所との連携を図っていく上での参考にさせていただきたいと思っております。

目 次

第1章 子ども虐待への対応ポイント

1	学校の役割	5
2	気づくこと	6
3	つなぐこと	8
4	見守ることー要保護児童対策地域協議会の役割ー	12

第2章 関係機関の役割

第3章 虐待に気がついたら

1	相談・報告	19
2	チームとしての対応	19
3	子どもや保護者からの聴き取り	23

第4章 通告したら

1	市町や児童相談所の「安全確認」や「情報収集」時の協力	26
2	「一時保護」時の対応	26
3	在宅での支援ー見守り・モニタリングー	27
4	要保護児童対策地域協議会への参加	28
5	「施設入所」時の対応	32
6	転校・進学時の対応	32

第5章 主な相談機関一覧

資料編

参考資料①	虐待のリスクのチェックリスト【学齢期以降】	38
参考資料②	虐待のリスク要因	39
参考資料③	関係機関の虐待対応における主な役割	40
参考資料④	事例による虐待対応のポイント	46

第1章 子ども虐待への対応ポイント

子ども虐待は、子どもの心身に深刻な影響を与えるため、未然防止・早期発見が重要です。子どもたちを虐待から守るためには、普段の生活に関わる機関の気づきと支援が不可欠です。子ども虐待への対応に関するポイントは、

①**気づくこと**、②**つなぐこと**、③**見守ること**の3つです。

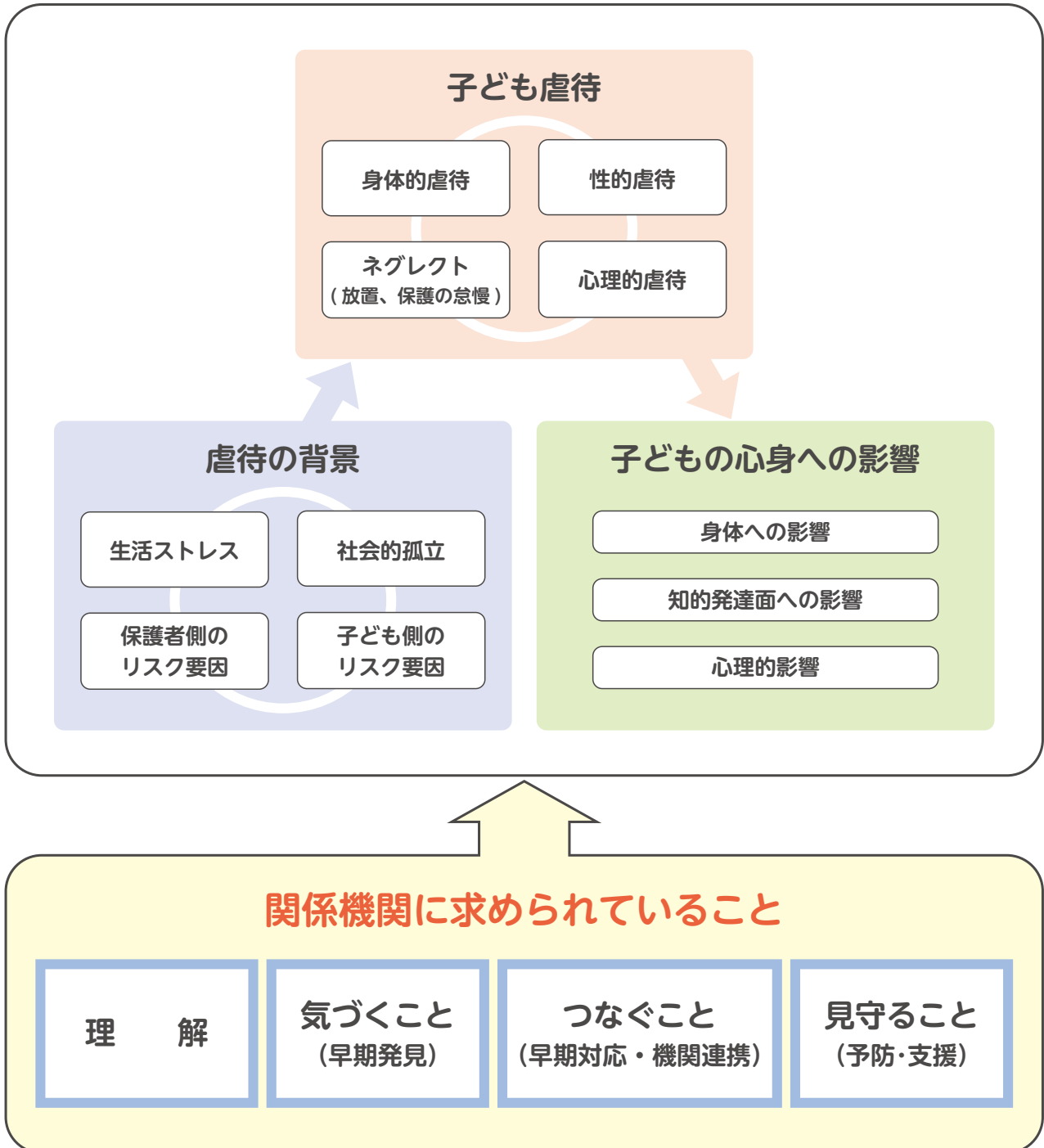


図1 子ども虐待対応のポイント

1 学校の役割

- (1) 学校は、子どもたちが毎日通い、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場所であり、教職員等は日頃から子どもたちと関わる立場を活かした役割が期待されています。
- (2) 学級担任や生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等各職種により、様々な角度・視点から、虐待（の疑い）や子どものSOSに気づき、支援を行うことができます。
- (3) 虐待疑いのある家庭を支えるために、関係機関による連携は欠かせません。学校は教育の場であるとともに、日々の学校生活を通して、子どもを注意深く見守っていくという重要な役割があります。そして、子どもや家庭の様子で不自然な点があれば、市町や児童相談所に連絡するなど関係機関と連携し情報共有することが大切です。

児童虐待の防止等に関する法律に規定される学校に課せられる義務

※児童虐待の防止等に関する法律…以下、児童虐待防止法

①早期発見の努力義務

第5条第1項 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

②関係機関への協力の努力義務

第5条第2項 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

③守秘義務

第5条第3項 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

④防止のための教育の努力義務

第5条第5項 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

⑤通告義務

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 気づくこと

- (1) 子どもやその保護者への支援を開始するためには、虐待（の疑い）や家庭の SOS に周りが気づくことが何よりも重要です。
 - (2) 教職員等には、虐待の早期発見に努める義務があります。
 - (3) 虐待はどこにでも起こりうるという認識に立ち、子どもや保護者、その家庭の状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが大切です。
- ▶「虐待リスクのチェックリスト」（資料編 P38：参考資料①）や「虐待のリスク要因」（資料編 P39：参考資料②）を活用してください。

■学校だからできること

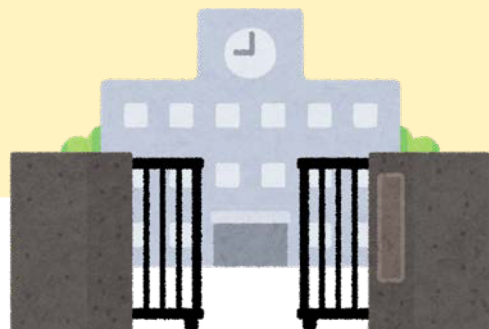
- ・ 日々の学校生活の日常的な観察で
- ・ 健康診断（身体測定、各種検診等）や水泳指導等の場面で
- ・ 教育相談やアンケート等により
- ・ 子どもや保護者からの話により
- ・ 学校外（近隣住民や放課後児童クラブ等）からの情報により
- ・ 学校行事や授業参観、面談等を通して家族と連携する、家庭の状況や変化に気づく
- ・ 非行や不登校等の指導で、問題行動の背景にある虐待を発見する
- ・ 長期欠席、急な学力低下等の児童生徒の把握とアプローチ
- ・ 要保護児童対策地域協議会に参加・協力し、関係機関と連携

子どもの
状況や変化に
気づく



ワンポイント

- ・ 不登校や非行、いじめ、自殺等の問題の背景には、虐待が要因となっている可能性もあることに留意しましょう。
- ・ 学力低下、忘れ物が多い、他児とよくトラブルになる等の学校内での問題行動も、虐待や家庭環境が要因となっている可能性があります。保護者への教育的指導が、虐待の悪化を招く場合もあるので、慎重な対応が必要です。
- ・ 虐待の背景に、家庭の経済的な困窮等があることは少なくありません。そのため、子どもの貧困に気づくことが虐待の未然防止や早期発見につながる場合もあります。
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）により子どもに心理的外傷を与えることは心理的虐待にあたります。子どもが DV に直面している場合は心理的虐待として対応するとともに、DV に伴って、子ども自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意することが必要です。



登校時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自然な傷、あざ、火傷などがある ・ 衣服や身体がいつも不潔である、季節に合わない服装である ・ 表情が乏しい、落ち着きがない、過度に乱暴 ・ 疲労感や無気力な状態が続いている ・ 理由のはっきりしない欠席や遅刻が多い
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自然な傷、あざ、火傷などがある ・ 衣服や身体がいつも不潔である ・ 大人に反抗的、暴言を吐く ・ 他児とうまく関われない、乱暴な言動が見られる、孤立しがち ・ 表情が乏しく、受け答えが少ない、疲労感や無気力な状態が続いている ・ 教室を離れる回数が多い ・ 教職員の顔を極端にうかがう、接触を避けようとする ・ 提出物を出さない、忘れ物が多い、宿題をしない
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他児とうまく関われない、乱暴な言動がみられる、孤立しがち ・ 教員を独占したが、用事がなくてもそばに近づこうとする
昼休み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食への執着が強く、過度に食べる、極端な食欲不振がある ・ エプロン等の持ち物を忘れる
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何かと理由をつけてなかなか帰宅しない ・ クラブ活動をよく休むようになる等、普段と違う表情・行動がある ・ 深夜徘徊、家出、喫煙、金銭持出や万引き等を繰り返す

保健室	家庭訪問／面談時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自然な傷、あざ、火傷などがある ・ 病気が疑われないのに体の不調を訴える ・ 不自然な体の変化が見られる（体重の極端な増減等） ・ 保健室の訪問回数が多い ・ 教職員の顔をうかがったり、接触をさけようとする ・ 教員を独占したが、用事がなくてもそばに近づこうとする ・ 子どもとの話の中に、虐待につながる内容がある 	<ul style="list-style-type: none"> <子どもの様子> ・ 保護者の顔を窺う ・ 保護者といくと落ち着きがない、過度に緊張している <保護者の様子> ・ 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある ・ 子どものことでイライラするなど、精神的に不安定 ・ 子どもの発達等に関心、育児に拒否的な発言がある ・ 病気、アルコール・薬物への依存があると感じる ・ 学校行事に参加しない、連絡をとることが困難 <家庭の様子> ・ 絶え間ないけんかや家庭不和（暴力等含む）がある ・ 家中ゴミだらけ、異臭 ・ 長期の欠席が続き、訪問しても子どもに会うことができない ・ 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む ・ 近隣とのつきあいがなく、孤立している様子がある

図2 気づきのポイント～学校での1日の生活の様子から～

※詳細なチェックリスト等は、資料編 P38 ～ 39 ; 参考資料①、②を参照

3 つなぐこと

- (1) 虐待（の疑い）に気づいたら、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）もしくは児童相談所へつなぐことが必要です。
- (2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告しなければなりません。
- (3) 組織として市町又は児童相談所への通告を決めた場合、速やかに連絡します。



- ・ 下記のような緊急性がある場合は、児童相談所に連絡（通告）してください。
 - ①明らかな外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
 - ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
 - ③性的虐待が疑われる場合
 - ④子どもが帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）
- ・ 上記のほか、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合は、警察にも通報してください。
- ・ どこに通告したらよいか迷う場合は、一旦、市町（虐待対応担当課（児童福祉主管課））に連絡してください。ただし、市町の担当者が不在の場合や夜間休日に通告する場合には、子どもの安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡してください。
 - ▶ 通告することは、法令上の守秘義務違反にはあたりません。（児童虐待防止法第6条第3項）
 - ▶ さらに、通告を受けた市町や児童相談所は、通告者やその内容について、秘密を守る義務があるので、保護者を含めて対外的に明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）



ワンポイント

- ・ 通告を受けた市町又は児童相談所は子どもの安全確認（目視確認）と緊急性の判断をする必要があるため、子どもが在校しているうちに、早急に連絡をとってください。
- ・ 子どもの傷は治りやすく、傷が治ってからでは、市町や児童相談所は調査や保護者への指導を円滑に行うことが難しくなります。そのため、虐待（の疑い）に気付いた時に、速やかに（できるだけ気付いた日に）市町又は児童相談所に連絡してください。
- ・ 連絡（通告・通報）を受けた市町や児童相談所、警察は、速やかに子どもの安全確認や家庭の調査（保護者への聴取含む）を行います。学校としては、市町や児童相談所、警察の調査に協力することが重要です。

■連絡・通告する際に伝える情報

- ・ 子ども・保護者の氏名、年齢、所属・職業 等
- ・ 家庭の状況（家族関係、きょうだいや同居する家族、収入についての情報）
- ・ 外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、外傷・症状に関する本人の説明
- ・ 出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ・ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、学力、その他不自然な点など）
- ・ 特記事項（障害の有無（種類・程度・診断名等）、転校歴、諸費用の納入状況、これまでの支援状況等）

連絡（通告）する際は、
口頭（電話）で構いません。



つながること（相談・情報提供）の重要性

周りが気付き、市町や児童相談所により早くつながることは、
子どもとその家庭へのより良い支援につながります

児童虐待防止法第6条では、通告義務が定められていますが、保護者との信頼関係を壊したくないために通告をためらう声も聞かれます。

しかし、虐待が疑われても、通告をためらい、通告せずにしばらく様子を見ることで事態の悪化につながる場合も少なくありません。

虐待（の疑い）や家族のSOS・変化に気づく等何か気になることや心配なことがあれば、市町や児童相談所に、ひとまず相談してみる、情報を伝えておくことが大切です。様子を見るのは、相談・情報提供の後にしましょう。

市町や児童相談所等では、子どもや家族の日常の具体的な状況まで把握することが難しいため、学校をはじめとした子どもの日常生活に関わる機関等と連携して見守りや支援を行っていくことが必要です。そして、市町や児童相談所は、学校からタイムリーに連絡を受けることで、子どもやその家庭に対して、その時に必要な支援を考えていくことができます。保護者を責めるのではなく、家庭全体を支えるという視点で考えていきましょう。

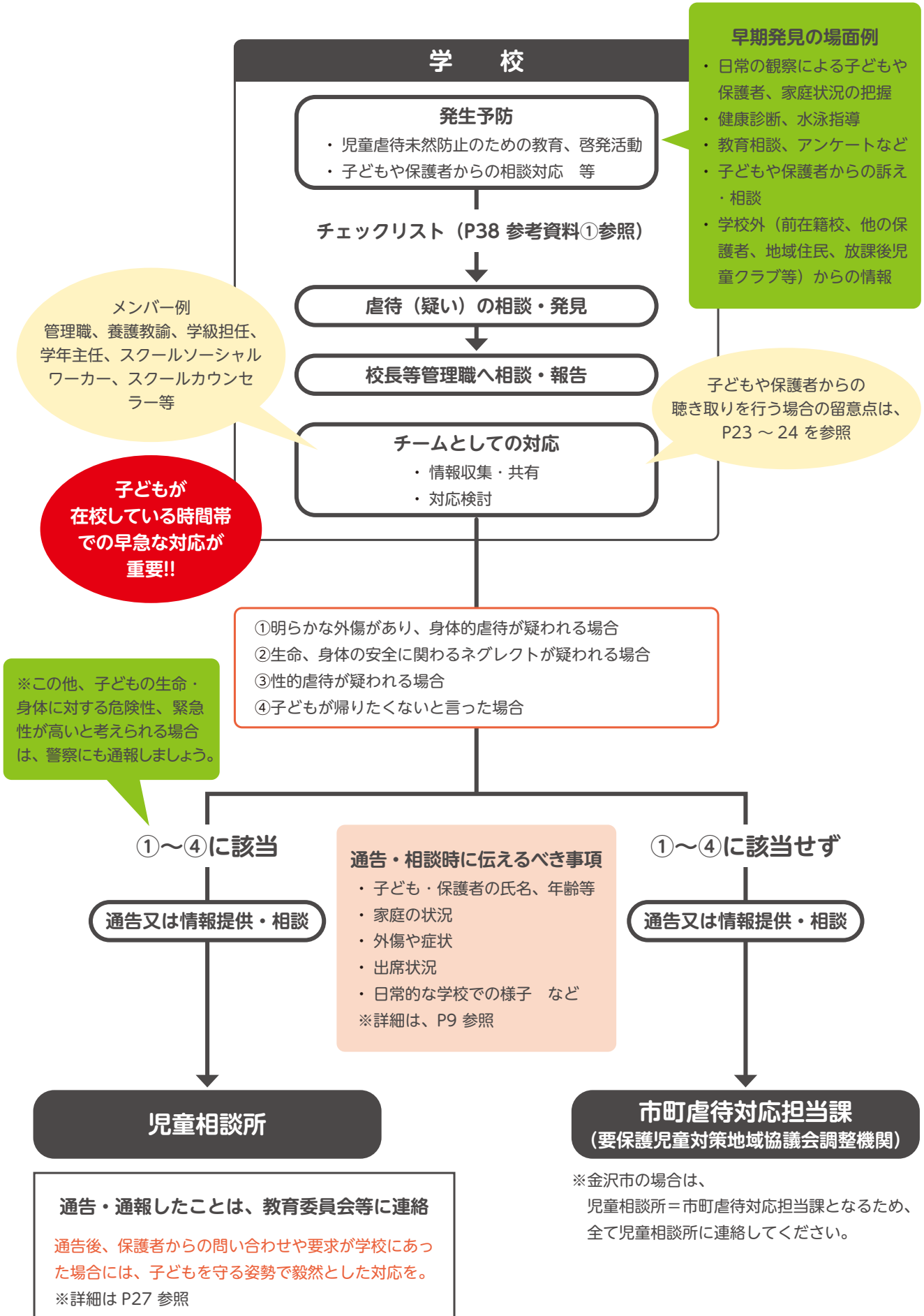


図3 学校における発見(気づき)から通告・相談(つなぎ)までの流れ

※詳細は、第3章「虐待に気づいたら」を参照

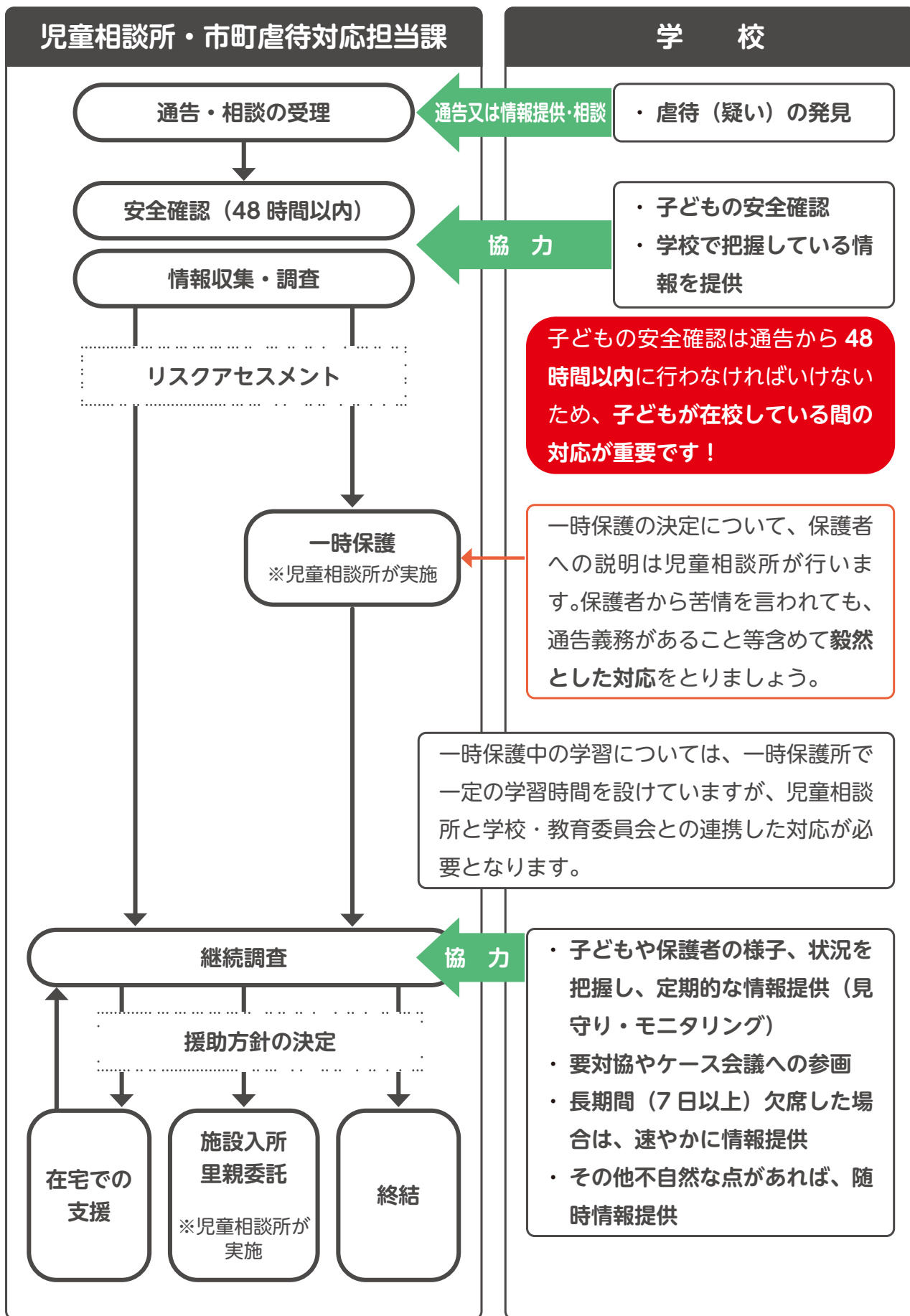


図 4 学校における通告後の虐待対応の流れ

※詳細は、第 4 章「通告したら」を参照

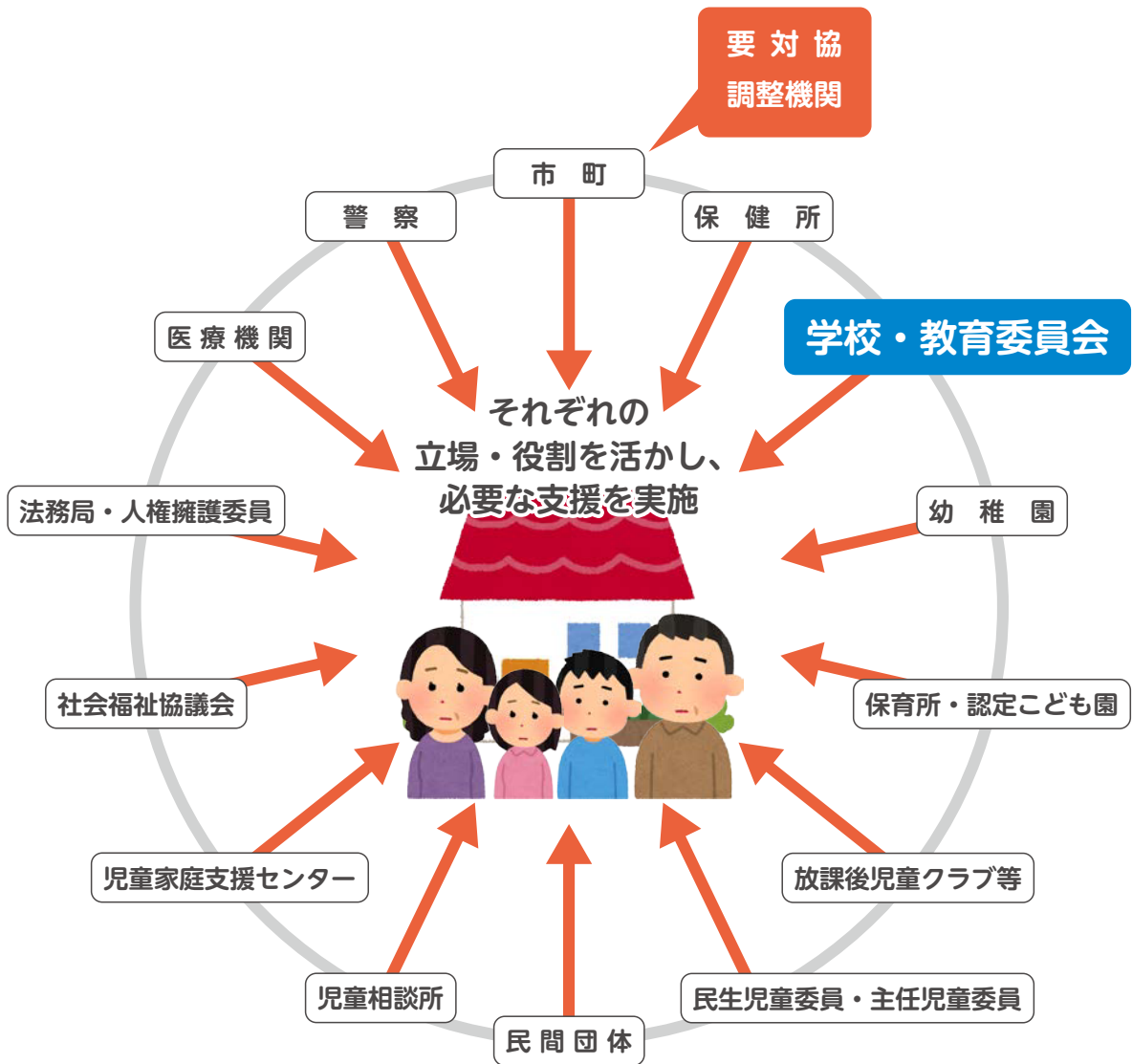
4 見守ること－要保護児童対策地域協議会の役割－

子ども虐待への対応や支援は、一人の支援者や一つの機関だけでできるものではありません。関係機関が連携を図りながら、一体となって援助することが重要です。

- (1) 市町や児童相談所による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、在宅での支援がとられることがあります。
- (2) 在宅での支援を受けている間も、学校は当該子どもが普段と変わったことがないか、注意深く観察していくこと（モニタリング）が必要です。日頃学校が把握している情報については、定期的に市町や児童相談所に提供し、情報共有を図ります。
- (3) 市町が設置する要保護児童対策地域協議会（要対協）に参画し、当該子どもや家庭の状況等について、関係機関と情報共有していくことも重要です。学校関係者が把握している子どもやその保護者に関する情報は、その他の構成員にとって重要な情報となります。

※要対協は、市町に設置の努力義務が課せられており、石川県では平成18年から全ての市町に設置されています。

※学校の多くは、市町の要対協のメンバーとなっているため、すべての教職員が要対協の構成員となることを知っておいてください。



果たすべき機能：

支援が必要な子どもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図る

▶ **関係機関相互の情報共有と支援内容の協議**

(役割分担と主たる支援機関の明確化) を定期的に行う

要対協の4つの意義

- ① 支援が必要な児童等の早期発見
- ② 支援が必要な児童等に対する迅速な支援
- ③ 関係機関等の情報共有と、課題やアセスメントの共有化
- ④ 援助の役割分担の共通理解

関係機関が、支援が必要な子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下での支援や見守りが重要!!

図5 要保護児童対策地域協議会イメージ図

<参考> 要対協の支援対象について

要保護児童 (児童福祉法第6条の3第8項)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（虐待を受けている子どもなど）
要支援児童 (児童福祉法第6条の3第5項)	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（虐待の恐れやリスクを抱え、何らかの支援を必要とする保護者とその子どもなど）
特定妊婦 (児童福祉法第6条の3第5項)	出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（すでに養育の問題がある妊婦、望まない妊娠をした妊婦など）



要対協における情報共有と守秘義務

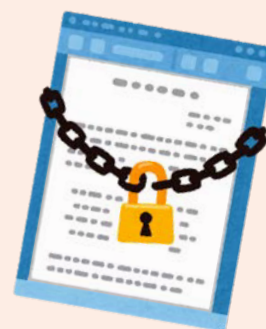
要対協の構成機関の間では、情報交換や支援内容の協議ができます。

また、要対協は、構成機関以外にも、情報提供及び必要な協力を求めることができ、**要対協から協力を求められた関係機関等は、協力に応じるように努めなければなりません**（児童福祉法第25条の3）。

▶ 要対協からの依頼に基づいた情報提供は、守秘義務・個人情報保護に係る規定違反にはなりません。

要対協における情報共有等は、支援が必要な子どもやその家庭への適切な支援を行うためのものであるため、要対協の関係機関や構成員（過去に構成員であったものを含む）には守秘義務が課せられており、要対協で知り得た情報を漏らしてはいけません（罰則規定あり）。

学校の多くは、市町の要保護児童対策地域協議会のメンバーとなっているため、すべての職員（教諭免許等を持たない非常勤職員や事務職員等も含む）に罰則付きの守秘義務がかかっていることには留意しておく必要があります。



ちょっと教えて！

市町（虐待対応担当課）や児童相談所がよく使うこのことばってどういう意味？？

要対協…^{ようたいききょう}要保護児童対策地域協議会の略称。市町が設置する法定協議会。市町や関係機関等により構成され、支援が必要な子どもや保護者、妊婦についての情報共有と支援内容の協議を行います。地域におけるネットワークの要として非常に重要な役割を担っています。（児童福祉法第 25 条の 2）

進行管理…ケースの状況を把握し、支援内容やリスクの確認、支援方針の見直しの検討を行うこと。これらの確認は、実務者会議等で関係機関との協議のもとで行われることが基本であり、一担当者のみで行うものではありません。

面前 DV…^{めんぜん}DV とは、ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者や恋人等から振られる暴力のこと。この DV が子どもの目の前で行われることを面前 DV と言います。面前 DV は心理的虐待にあたります。

安全確認…通告を受け付けた後、48 時間以内に、子どもの現在の状況を直接目視し、子どもの安全確認を行います。（児童虐待防止法第 8 条第 3 項）

一時保護…児童相談所が、子どもの安全を確保したり、子どもの心身の状況などを把握したりするために、一時的に子どもを児童相談所等で預かります。保護者の意に反しても一時保護を行うことがあります。一時保護の期間は、長くても概ね 2 ヶ月程度とされていますが、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます。（児童福祉法第 33 条）

略して、「一保」と呼ばれることがあります

施設入所…さまざまな事情で家庭で育てられない子どもを、児童養護施設や乳児院等の施設に入所させること。（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号）

里親委託…里親とは、さまざまな事情で家庭で育てられない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、愛情と誠意を持って養育してくれる方のこと。そうした里親に子どもを一定期間、あるいは継続的に預け、養育していただきます。（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号）

※施設入所及び里親委託は、保護者の意に反しても行われることがあります。（児童福祉法第 28 条）



子ども虐待の分類とその影響について

子ども虐待の分類		兆候	
身体的虐待	子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること (例) ・殴る・蹴る・叩く ・投げ落とす ・首をしめる ・熱湯をかける ・溺れさせる ・頭部を激しく揺さぶる ・逆さ吊りにする ・異物を飲ませる ・食事を与えない ・たばこの火を押し付ける ・戸外に締め出す ・縄などにより一室に拘束する など	<input type="checkbox"/> 低身長・低体重等発育不良 <input type="checkbox"/> 十分説明のつかない骨折、あざ、火傷、顔面の傷 <input type="checkbox"/> 新旧混在する傷跡（繰り返し返されるけが） <input type="checkbox"/> 統制できない行動（怒り・パニック等）	全ての種類の虐待に見られる子どもの状況 <input type="checkbox"/> 挑発的、攻撃的な言動が多い <input type="checkbox"/> 人にまともなやり方にくようにしてくる <input type="checkbox"/> 人を寄せ付けない <input type="checkbox"/> 怯えている <input type="checkbox"/> 緊張度が極めて高い <input type="checkbox"/> 感情表現が乏しい <input type="checkbox"/> 親や周りの大人の顔をうかがい、言動に過敏に反応する <input type="checkbox"/> 服を脱ぐことを極端に嫌がる <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 過食・拒食 <input type="checkbox"/> 徘徊、家出、不登校、万引き、虚言 <input type="checkbox"/> 薬物使用 <input type="checkbox"/> 援助交際等の不良行為 <input type="checkbox"/> 非行、問題とみられる行動
	性的虐待	子どもにわいせつな行為をしたりさせたりすること (例) ・性的行為や性的いたづらをする ・性器や性交を見せる ・ポルノグラフィーの被写体にする など ※強要や教唆を含む	
ネグレクト（放置、保護の怠慢）		保護者としての監護を著しく怠ること、子どもの危険に対する重大な不注意や健康状態を損なうほどの不適切な養育のこと (例) ・適切な食事を与えない ・ひどく不潔なままにする ・極端に不潔な環境の中で生活させる ・重大な病気になっても病院に連れて行かない ・乳幼児を家に残したまま外出する ・乳幼児を自動車の中に放置する ・子どもの意思に反して登校させない ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない ・子どもを遺棄・置き去りにする ・保護者以外の同居人や第三者による虐待などの行為を放置する など	
	心理的虐待	言葉や態度で子どもの心を傷つける（心的外傷を与える）こと (例) ・ことばによる脅かし・脅迫 ・無視したり拒否的な態度を示す ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う ・子どもの自尊心を傷つけるような言動 ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする ・子どもの前で配偶者への暴力や暴言を振るう など	

身体への影響

外傷のほか、さまざまな恒久的な障害、妊娠への影響、性感染症などが生じることがあります。また、愛情が遮断されることにより成長ホルモンが抑えられた結果、発育不全を呈することもあります。

知的発達面への影響

身体的虐待の後遺症や、情緒的な関わり方の欠如によって知的障害が生じたり、ネグレクトによって子どもに必要な社会的刺激を与えないことから、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。

心理的影響

他者を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

第2章 関係機関の役割

要対協をはじめとした関係機関との円滑な連携を図っていくためには、子ども虐待への対応や支援に関わる関係機関の役割を理解しておくことが重要です。

各関係機関の主な役割は、以下のとおりです。

各機関	主な役割
市町虐待対応担当課 (児童福祉主管課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦や18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる相談 ・ 子ども虐待に関する相談・通告受理機関、虐待相談対応 ・ 子育て支援事業の実施 ・ 市町要保護児童対策地域協議会の運営
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に規定された相談機関 ・ 18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる相談 ・ 子ども虐待に関する相談・通告受理機関、虐待相談対応 ・ 子ども家庭相談の一義的窓口を担う市町への後方支援
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉全般に関する相談支援 ・ 県福祉事務所は、子ども虐待に関する通告受理機関
市町母子保健主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠、出産、育児に関する相談 ・ 乳幼児の発育、発達に関する相談 ・ 母子保健事業の実施
県保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健法に規定された地域における保健衛生活動の中心機関 ・ 保健・医療に関する相談支援
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等に附置された相談機関（児童相談所機能の補完、施設が培ってきたノウハウを活かすことが可能） ・ 18歳未満の子どもに関する相談
児童委員・主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法に基づき市町に置かれている特別公務員（厚生労働大臣からの委嘱を受けている） ・ 個別援助活動、児童健全育成活動、子育て支援活動等
保育所・認定こども園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の保育や教育を行う ・ 日常的に子どもにふれ合い、子どもの発育・発達を支援 ・ 日中安心して過ごせる場所の提供 ・ 日々の園生活を通して子どもやその保護者の見守り
その他の児童関係施設 (放課後児童クラブ・児童館・児童デイサービス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童の居場所づくりとして、保護・育成・家庭支援を行う ・ 児童デイサービスは、障害や発達に不安のある子どもの発達支援を行う
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来及び入院による診断、治療、相談
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの安全対策（子ども虐待や犯罪被害の防止） ・ 少年事件捜査 ・ DV事案等特別法犯の捜査
配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定された行政機関 ・ 配偶者からの暴力の被害者への相談支援

※詳細は、資料編 P40～45：参考資料③を参照



DV と子ども虐待との関係について

1 DV が子どもへ及ぼす影響

児童虐待防止法第 2 条において、18 歳未満の子どもがいる家庭で DV が行われることは、児童虐待であると定義されています。家庭内で DV が行われることにより、子どもに対して次のような影響が考えられます。

①子どもが DV の直接的な被害者になるという影響

- ・ 加害者が配偶者（パートナー）を心理的にコントロールするために、子どもに暴力をふるう
- ・ 配偶者（パートナー）への暴力に子どもが巻き込まれてしまう
- ・ 暴力をふるわれた配偶者（パートナー）が行き場をなくし、子どもに暴力をふるってしまう
- ・ 暴力をふるわれた配偶者（パートナー）が、子どもの要求にこたえられなくなる

②暴力の目撃者になること（面前 DV）での影響

- ・ 両親の暴力現場と愛着の繰り返しを見続けることで情緒不安定となる

③暴力が世代から世代へ受け継がれていく（世代間連鎖）

- ・ DV が行われている家族を通して、子どもは暴力的な男女関係や人との関わり方を学んでしまう可能性がある

④子どもの安全な生活や発達が保障されない

- ・ DV にさらされることで自尊感情や自己肯定感が持てなくなり、精神的に不安定な状況が続き、不登校や成績低下、家出、非行、自傷行為などの状況を引き起こす
- ・ 子どもの意に反して転居や転校が行われ、精神的な不調を起こす

2 DV のある家庭と子ども虐待への対応

DV と虐待は、密接に関連していることから、虐待相談を受けた場合には、その背景に配偶者（パートナー）からの暴力がないか、その家庭の状況について確認する必要があります。

また、DV 被害者への支援は、本人の自己決定と主体的な力量の回復への支援にあります。子ども虐待への対応で最優先するのは子どもの安全の確保であり、場合によっては親からの分離・保護を行わなくてはならないこともあります。そのため、支援する家庭に DV の問題が認められた時には、児童相談所をはじめ、配偶者からの暴力に対応する配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所、市町の DV 相談担当課等の協力を求めるなどの緊密な連携が必要となります。

要対協などを活用し、関係する機関が積極的に情報共有を進め、互いの機関の有する支援機能の理解を深め、役割分担しながら支援にあたっていくことが重要です。



第3章 虐待に気がついたら

虐待対応は多岐にわたる支援が必要です。子どもに関わる方が一人で抱え込んだり、自分だけで解決しようとせず、組織的に対応することが重要です。

1 相談・報告

- (1) 子ども虐待に個々の教職員だけで対処するのは非常に困難です。
- (2) 虐待を発見したり、疑ったりしたら、一人で抱え込まず、すぐに校長等管理職に相談・報告します。
- (3) 校長等管理職は、教職員から相談・報告を受けた場合は、積極的に受け止め、通告の義務があることを十分に認識し、組織としての対応を進めます。



ワンポイント

- ・ 日頃から組織内で話し合える体制をつくっておく、学校内での児童虐待の担当を明確にしておくなど、職員が一人で抱え込まないようにするための工夫が必要です。
- ・ 児童虐待防止法には「虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告しなければならない」と定められています。そのため、虐待が疑われるものの様子を見てもう一度同じことが起これば通告するというのではなく、虐待の疑いがある場合は、市町や児童相談所にまず通告（「通告」ということにハードルが高ければ、相談・情報提供）し、その上で様子を見るという姿勢が必要です。

2 チームとしての対応

- (1) 市町（虐待対応担当課）や児童相談所への通告、保護者への対応、関係機関との連携などがあるため、管理職が前面に立った組織としての対応、関係職員によるチームとしての対応を行うことが大切です。
※対応は長期化することも少なくありません。学校が関係機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。
- (2) 相談・報告を受けた管理職は、速やかに学級担任や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどのその子どもに関わる職員に、現時点での情報を収集するよう指示、あるいは協力して情報収集にあたります。



ワンポイント

- ・ 虐待を疑った時から、記録を残しておくことが重要です。
- ・ 子どもに傷やあざ等がある場合は、傷の状況を詳細に記録しておきます。子どもの傷は治りやすいため、可能であれば、気付いたときにすぐ記録に残しておくようにします。日時を入れるのを忘れないようにしましょう。

▶ 記録をとる際の注意点

傷やあざ等の記録をとる場合は、記録に残すことばかりに気を取られ過ぎず、子どもへの配慮も大切にしましょう。

【工夫例】

- ・ 子どもに十分説明した上で、スケッチする、あるいは写真を撮る
- ・ 集合写真を撮影しつつ、傷にフォーカスした写真を撮る など
- ・ いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録します。「子どもに落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、子どもがどんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記しておきます。
- ・ 記録をする際には、事実と推測を混同しないように注意しましょう。

- (3) 関係職員が集まり、得られた情報を共有し、事実関係（子どもや家族の状況）を整理します。そして、通告の要否の検討、もし保護者対応の必要が生じた場合の対応について等、組織としての対応方針を決定します。



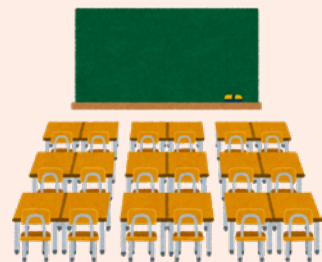
ワンポイント

- ・ 主な参集者としては、管理職、担任、養護教諭、その子どもに関係する教職員、生徒指導担当、教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが考えられます。
- ・ あるいは、職員会議で話し合い、全職員での共通理解が必要になる場合もあるかもしれません。



学校が通告を判断するにあたってのポイント

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われません）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと



- (4) 会議の結果、市町や児童相談所に相談・情報提供した上で、校内でしばらく様子を見ることとなった場合は、今後その子どもにどのように対応していくか、教職員間の役割や見通しなどを十分に話し合い、共通理解しておく必要があります。



ワンポイント

学校が相談や情報提供等のつもりでも、市町や児童相談所は通告として受理することもあります。しかし、市町や児童相談所が学校の意向を無視して単独で介入することはありません。

その際には、両者で齟齬がないように十分に協議を行いますので、学校での今後の対応や見通しなどをしっかり伝え、情報共有及び共通認識を図っておきます。

そうすることで、もしまた同様のことが起こったり、事態が深刻化した場合に、迅速に対応することができます。

- (5) 組織として市町や児童相談所への通告を決めた場合は、速やかに連絡します。
- (6) そして、通告先（対応者含む）や伝達した内容、通告先から言われたことなどを記録しておきます。
- (7) 通告後は、教育委員会に通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を報告します。

※通告（相談・情報提供）は組織が決めないとできないわけではありません。職員個人でも匿名でも可能です。





しつけと体罰（虐待）について

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるように、保護者などが子どもに働きかけることです。

子ども虐待は、不適切な養育の延長線上にあるもので、虐待をしている保護者は、「しつけのためにしている」と言い、暴力・暴言を正当化することがあります。

たとえしつけのためと保護者が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されています（児童虐待防止法第14条第1項）。

しつけと称して暴力・暴言（体罰等）を行うと、子どもは一時的に言うことを聞かかもしれませんが、それは恐怖心によるものであり、しつけ本来の効果とは言えません。効果を持続させるには、体罰等を加え続けるしかなく、どんどんエスカレートしていくこととなります。そして、体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

虐待かどうかの判断は、保護者の意図とは関係なく、子どもの側に立って行われるべきです。また、体罰等をしてしまう保護者の背景も汲み取り、体罰等によらない子育てを保護者と一緒に考えていく姿勢も大切です。

厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」リーフレットやパフレットをご活用ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>)



3 子どもや保護者からの聴き取り

- (1) 虐待の疑いがある場合において、子ども本人や保護者からの詳細な聴き取りは市町や児童相談所職員が対応することが基本ですが、必要に応じて、担任や養護教諭などによって子どもや保護者から聴き取りを行うことも考えられます。
- (2) また、通常の関わりの中で、子どもや保護者から相談を受け、虐待の疑いに気づくこともあります。
- (3) 子どもへの聴き取りを行う際は、保護者に伝わらないよう配慮が必要な場合もあるので、慎重に行いましょう。
- (4) なお、聴き取った発言やその際の表情・態度をそのまま記録しておく、その後の関係機関との連携が円滑に進むことが多いです。

子どもから聴き取るときに配慮すること

- ・ **聴き取る前には準備が必要**
あらかじめ聴き取るポイントについて関係者で十分に検討しておきます。
- ・ **リラックスさせる**
子どもが安心して話ができるよう、静かで落ち着いた場所で行います。
- ・ **子どもから信頼されている大人が聴き手となる**
子どもとの信頼関係が築けている教職員が話を聴きます。
- ・ **オープンクエスチョン形式で尋ねる**
誘導にならないよう、「はい」「いいえ」で答えられる質問は避け、「それからどうしたの？」などと尋ねるように心がけます。
- ・ **無理に聴き出さない**
詰問になってしまわないよう十分気をつけ、無理をさせないようにします。
- ・ **子どもの言葉だけで判断しない**
子どもは保護者との関係を懸念し、なかなか言い出せないことや後に撤回すること、虐待と認識していないことなどが想定されます。
- ・ **子どもの言語能力や発達段階に配慮して聴く**
知的障害や発達障害のある子どもは、その状態や発達段階、特性は1人1人異なるので、子どもの実態に合わせた丁寧な対応が必要です。場合によっては絵を描きながら話を進めたり、人形などを使いながら質問することも有効です。

子どもへの言葉かけのポイント

- ・ **「話してくれてありがとう」**
子どもが家庭内の虐待の事実を話すことは勇気がいることです。まずは、話してくれた行為をしっかりと受け止めてあげることが必要です。

- ・「あなたの言ったことを信じるよ」

話を聴くことは調査ではありません。矛盾点などがあっても、話してくれたことを信じるという姿勢を示し、「信じるよ」というメッセージを子どもに伝えます。冷静に言葉通りに受け止める姿勢が大切です。

- ・「あなたが悪いんじゃないだよ」

子どもは保護者をかばったり、自分が悪いと思っていることが多いので注意が必要です。ただし、子どもの前で保護者批判をしてはいけません。子どもにとっては、たとえ虐待する保護者でも、大切な存在である場合が多いです。保護者を批判するより、『痛かったね』『つらかったね』と子どもに共感することばを掛けてあげることが何より大切です。

- ・「困ったときは何でも言っていんだよ」

虐待を受けたときなど、子どもからSOSが出せるように、普段から関係づくりに努め、『困ったときは助けを求めてよい』と繰り返し伝えます。そして、子どもが助けを求めてきたときには、しっかりと受け止め、責任を持って対応することです。

- ・約束できないことは「できない」と言う必要がある場合も

約束を守ることは信頼につながりますが、「誰にも言わないで」と言われた時に、できない場合もあることを説明することがあります。保護者に話すということではなく、『必要な時には、子どもを大切に思い、守ってくれる人に相談することがある』ことをきちんと伝えます。

保護者から聴き取るときに配慮すること

- ・子どものいない場面で聴く

- ・子どもから聴いた内容をそのまま保護者に確認しない

子どもの傷やあざ等について、保護者に原因などを確認する場合には、「お子さんが○○○と言っていました」と、子どもの話したことを保護者に伝えるのは避けてください。「あざがあるようですが、どうしたのかご存知ですか？」と起きている事象について聴きましょう。

- ・虐待の疑いに気づいても、保護者を責めるような発言は避ける

まずは、保護者の話や訴えを聴くことに専念しましょう。また、保護者の悩みや子育てのむずかしさについて、共感を示しましょう。

- ・しっかり支援していくことを伝える

保護者から子育てのむずかしさの訴えや虐待について告白があった場合は「よく話してくれましたね」と受け止めることが大切です。そして、「これから支援していきます」「どうしたらいいか一緒に考えていきましょう」と伝えます。



性的虐待について

性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要です。あらかじめ以下のような性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

1 性的虐待の特徴

①発見が難しい

性的虐待は他の虐待と比べて外見적인証拠が見つかることが少ない上、子ども自身もその事実を否認するなど、客観的にとらえることができない事例もあり、発見が非常に難しいです。性的虐待が実際に見つかるケースとしては、幼児や小学校低学年では、子どもの性に関わりのある言動によって発見されることが多く、中学生・高校生では、子どもが信頼できる人に相談することによって発見されることが多いです。

②対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳頃から認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が高くなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

2 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子どもを守れる保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどが挙げられます。

3 性的虐待への対応

性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等管理職と共有し、学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、**早急に児童相談所に通告することが重要**です。また、児童相談所に対して児童生徒への対応の留意点等を確認するとよいでしょう。（警察、検察、児童相談所の3者が協力し、代表者1人が子どもに聴き取りを行う司法面接が行われる場合があり、子どもへの二次被害や情報混濁を防ぐために、子どもへの事前の聴き取りは控えることが求められます。）

障害や発達の特性的な児童生徒については、当事者が性的虐待と認識できなかったり、言語能力に課題があり周囲に伝えることが困難であったりすることなどから、把握が難しいと考えられます。速やかに関係する専門機関と連携を取り合い協議することが大切です。

<主な留意点>

- ・ 子どもを安心できる場所で待機させる
- ・ 子どもに嘘をついたり、秘密や内緒の約束をしない
- ・ 被害について聞き出そうとしない
- ・ 子どもに児童相談所が来ることを伝える

第4章 通告したら

通告後は、市町や児童相談所が主として対応していきますが、学校には調査への協力や、在宅支援における見守り・支援を行う役割があります。

1 市町や児童相談所の「安全確認」や「情報収集」時の協力

- (1) 通告を受けた市町や児童相談所は、子どもの安全確認（通告後 48 時間以内）や、子どもや家庭についての情報収集を行います。
- (2) 子どもの安全確認は、子どもが在籍している学校で行うことが多いです。
- (3) 市町や児童相談所職員からの聴き取りに対して、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要です。
※警察にも通報した場合は、警察の調査への協力も求められます。

2 「一時保護」時の対応

- (1) 児童相談所は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもの一時保護を行うことがあります。これは、児童相談所の職権により、保護者の意思に反して行われることもあります。（児童福祉法第 33 条）
- (2) 学校や通学途中での強引な引き取りを防止するため、大抵は一時保護中の登校は中断することになります。
- (3) 子どもが一時保護され、通学できない（欠席している）間、他の子どもたちに欠席理由について説明しておくことも重要です。具体的な説明内容については、児童相談所と相談しておきましょう。
- (4) 一時保護中は、一時保護所にて、一定の学習時間を設けていますが、一時保護中の子どもの学習機会の充実のために、児童相談所と学校・教育委員会が連携して対応すること（教材の提供や出席日数の調整等）が必要です。





通告後の保護者への対応

通告元の情報を、市町や児童相談所から保護者に伝えることはありません。

しかし、学校が通告したと疑う保護者がいるのも事実です。

法律上、児童虐待の早期発見に努めた上で、通告の義務が課されているのが学校の立場です。保護者に対しては、通告の義務があること等含めて毅然とした対応をとるとともに、子どものことを第一に考えていること、家庭の養育上心配があると学校として捉えていること等も含めて、学校としての問題意識を丁寧に説明する必要があります。子どもを守るために、保護者との対立が避けられない場合もあります。

いずれにしても、通告は子どもやその保護者への支援の第一歩です。

学校の対応方針をチームとして定め、市町や児童相談所にも相談しましょう。また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会や警察等に連絡しておくとい良いでしょう。

3 在宅での支援－見守り・モニタリング－

「一時保護」解除後の対応

- (1) 一時保護が解除され、通学できていなかった子どもが学校に復帰する際には、児童相談所から一時保護中の子どもの状況を十分に聞き、組織で情報共有しておきます。
- (2) 子どもが学校で安心して過ごせるように、他の子どもたちに対して、事前に、子どもの状況や、他の子どもたちに以前伝えた欠席理由も踏まえて、学校に復帰することについて伝えましょう。具体的な説明内容については、児童相談所と相談しておきましょう。
- (3) 一時保護解除後も、その子どもや保護者が普段と変わったことがないか、継続して丁寧に注意深く観察（モニタリング）していくことが必要です。
- (4) もし子どもの様子に不自然な点があれば、速やかに市町や児童相談所に相談してください。

「在宅での支援」時の対応

- (1) 市町や児童相談所の判断により、緊急性やリスクが低い場合は、一時保護はせずに、在宅のままでの支援を行います。通告のあったケースのほとんどは、在宅での支援を行っています。
- (2) 在宅での支援となった場合も、学校では、その子どもや保護者に普段と変わったことはないか、注意深く丁寧に観察（モニタリング）していくことが必要です。
- (3) 子どもの様子や保護者・家庭の状況等、日頃学校が把握している情報については、定期的に市町や児童相談所に提供し、情報共有を図ります。

- (4) もし定期的な情報提供以外のタイミングで子どもの様子に不自然な点がある時や子どもの身に危険が及んでいると判断される時には、その都度速やかに市町や児童相談所に相談（再通告）しましょう。

4 要保護児童対策地域協議会への参加

- (1) 通告後、在宅での支援を行っていく場合、要対協の進行管理台帳に登録され、定期的な会議を通じて、その子どもや家庭等の状況把握と支援方針等について、関係者で共有・検討していきます（進行管理）。
- (2) 在籍する子どもが要対協に登録されている場合は、定期的（概ね月1回程度）に子どもの様子などについて、市町や児童相談所に情報提供するとともに、個別ケース検討会議等に参加し、関係機関と支援内容の協議を行います。



ワンポイント

- ・ほとんどの学校は要対協のメンバーになっています。学校として、校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに、要保護児童等の情報を整理・共有しておくことが必要です。
- ・教職員等間でも要対協に登録されている子どもについて把握し、職員会議や児童虐待の担当職員への情報集約等を通じて、その子どもの現状についての情報共有をできるようにしておくといよいでしょう。
- ・学校から呼びかけて個別ケース検討会議を開催することもできますので、学校だけで抱え込まず、関係機関と連携・協議し、子どもやその家庭への支援を行っていきましょう。
- ・主たる支援機関だけが家庭への支援を担うのではなく、直接ケースに関わってなくても、要対協みんなが一体となり、協働して支援していくという意識が重要です。



■見守り・モニタリングにあたっての主な事項

子どもについて

- ・遅刻・欠席の状況
- ・表情の有無
- ・他の子どもや大人との関わり方
- ・言動の緩慢さ又は暴力的・多動等特徴的な言動
- ・服装、身体の清潔、持ち物 ・健康状態
- ・保護者との関係 ・その他特徴的な事項の確認 等

学校を長期間にわたり欠席することは虐待のリスク要因です。

子どもが長期間（7日以上）欠席し、家庭訪問等をして子どもに会えない場合は、その情報を関係機関と共有して対応することが重要です。

また、子どもに会えた場合は、その際の子どもの様子等をよく確認し、関係機関と情報共有します。

保護者について

- ・ 家族関係、生活の様子 ・ 養育の様子、養育姿勢
- ・ 精神的な状態 ・ 学校の行事等への参加状況
- ・ 関係機関職員等とのコミュニケーションの状況
- ・ その他特徴的な事項の確認 等

諸経費の滞納をするようになった、一括返済があった等の変化から、下記のような家族状況の変化（交際相手の存在や失業など）が分かる場合もあります。

※その他、家族状況の些細な変化などにより、虐待の発生・再発に繋がることがあります。

【家族状況の変化の具体例】

- ・ 夫婦喧嘩
- ・ 別居、離婚
- ・ 結婚、再婚
- ・ 妊娠、出産
- ・ 交際相手ができた
- ・ 交際相手や知人との同居
- ・ 転居
- ・ 失業、就職
- ・ 祖父母との喧嘩
- ・ 家族の病気
- ・ 子どもの問題行動 など

▶子どもや保護者、家族全体の状況の変化を速やかに把握し、家族全体のアセスメントを行い、臨機応変に、適切に対応していくことが重要です。



特殊な虐待

このような虐待もあるとぜひ頭の片隅に入れておいてください。

1 乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome, SBS)

虐待が疑われる乳幼児頭部外傷 (AHT) の一部とされています。泣き止まない乳児を激しく揺さぶったり、強く高い高いをした際など、首が前後に激しく揺さぶられることで柔らかい脳が頭蓋骨にぶつかり、脳内の血管が破れて出血したり脳自体に損傷を受けます。重傷例では死亡あるいは重度の後遺症を残すことが少なくありません。

2 代理によるミュンヒハウゼン症候群

(Munchausen Syndrome by Proxy, MSBP)

もともと健康上問題のない子どもに意図的に何らかの病気やけがを作り、献身的に看護する保護者を演ずることで満たされる特異な子ども虐待です。加害者である保護者は、医師がその子どもに様々な検査や治療が必要であると誤診するような、巧妙な虚偽や症状のねつ造をします。そのため、子どもは本来不必要な医療的処置を受け続けるのみならず、重篤な障害を負わされる危険があります。

子どもへの関わりのポイント

家庭の外に自分の気持ちを理解してくれて、頼れる大人がいることは、子どもにとって大きな支えになります。

①子どもの言動の背景をよく理解する

虐待を受けた子どもは、大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、校内外で問題行動を起こすことがあります。子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、成育歴や家族の状況等とも照らし合わせて、その子どものあり様を理解していきましょう。

②安心感・安全感が感じられるよう受容的に接する

子どもの不安や緊張を和らげていくことが必要です。子どもが安心感を持つことで、素直に自分の気持ちを表せるようになっていきます。全職員で見守る体制を整え、子どもが安心できる環境づくりに努めましょう。

③子どもを認め、励まし、自尊感情を育むよう工夫する

子どもは「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていく必要があります。子どもが努力したことや、子どもの得意なことや簡単な役割を与えて、できたときにはしっかり認める・誉める言葉がけを心掛けましょう。

④コミュニケーションのとりかたを教える

感情を思い通りに表現することができず、他者に攻撃的な行動や行き過ぎた行為をしてしまうことが多いです。また、自分の行為とその結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあります。子どもの気持ちを言語化して受け止めたり、子どもが自らの行動を振り返って考えられるように配慮することが必要です。また、叩く等の行為に対しては、代わりの方法を子どもと一緒に考えたり、叩かずに嫌だった気持ちを言葉で伝えることを促したりしましょう。

※虐待を受けた子どもの気持ちに寄り添うなかで、教職員等が、子どもと同じように心理的に傷ついてしまうことがあります。また、「何とか助けてあげたい！」と唯一の理解者になろうとすることもあります。こういった事態を防ぐためにも、子どもの対応は周囲と相談しながら、チームで行うようにしましょう。

保護者への関わりのポイント

保護者が虐待に至るまでには様々な背景や事情があります。「加害者」ではなく「支援が必要な人」と捉え、話を聴くときには肯定的に受け止め、教職員等の意見を押し付けないように配慮しましょう。

①チームとして対応する

通告後、保護者が学校等に何からの要求や相談をしてることがあり、担当する者によってそれぞれ異なる態度を示すこともあります。そのため、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、市町や児童相談所とも情報共有をしておきます。

②保護者を責めない

責任を追求するのではなく、保護者の話にしっかり耳を傾けることで、保護者が自分の気持ちや悩みを話しやすくなります。

③時間をかけて話し合いを

保護者への支援で大切なことは、保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝えることです。理屈が正しくても伝え方(伝わり方)を間違えば、「しつけ」ではなく“虐待”になってしまうことを、個人面談や家庭訪問の機会を捉えて時間をかけて話し合っていくことが大切です。

④できていることにも注目を

虐待が24時間、365日絶えずおきているわけではありません。保護者として子どもと上手に関わることができている時間があることも忘れずに、積極的に注目するようにしましょう。ただし、過信はせず、バランスよく見ていくことが大切です。

⑤社会資源を紹介し活用させる

「虐待」ということばを使わずに、子どもについての心配や困り事があるのなら、各市町が行っている母子保健事業や子育て支援事業などを紹介したり、市町の虐待対応担当課(児童福祉主管課)や児童相談所等への相談を勧めてみましょう。経済的に困窮している場合は、市町の福祉課への相談を勧めることもひとつです。

⑥プライバシーの保護

保護者が話してくれたことは、みだりに他人に漏らさないことを約束します。

保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合…

- ・ 組織的に対応します。
- ・ 複数の教職員等で対応します。
- ・ 学校はひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をしましょう。
- ・ 市町や児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応しましょう。
- ・ 保護者が子どもに関する記録の開示請求をしてきたとしても、子どもの権利利益を侵害するおそれがある場合などは、不

開示とすることについて検討します。

- ・ もし、学校や教育委員会に不満を持った保護者が、子どもを学校に通学させなくなった場合、就学義務違反に当たる可能性も高いため、校長は学校教育法施行令第20条に基づき、市町の教育委員会に適切に通知するとともに、教育委員会は学校教育法施行令第21条に基づく出席の督促などを適正に行うことが必要です。

5 「施設入所」時の対応

- (1) 児童相談所が施設入所や里親への委託を決めた場合、施設等に近い学校への転校手続きが必要となります。
- (2) 施設入所・里親委託については、基本的に保護者の同意を得て行われますが、保護者の同意が得られずに行われることもあります。そのような場合の子どもや保護者への対応については、児童相談所とよく相談してください。
- (3) 里親委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、通学をするにあたって配慮が必要となることがあるので、児童相談所や里親とよく相談しましょう。

6 転校・進学時の対応

- (1) 虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があります。
- (2) 転居をしなくても、現在の学校の対応への不満などから、保護者が就学校の変更の申立をする場合もあります。
- (3) 学校や教育委員会では、要対協に登録されている子どもの保護者から転校等の申し出や相談があった場合、市町や児童相談所に情報共有することが必要です。
- (4) そして、子どもが転居先・進学先の学校等でも安全に安心して過ごすことができるよう、転居や進学の際の学校等の間の引継ぎも重要です。
※子どもが小学校に就学する際も、それまで通園していた保育所・認定こども園・幼稚園から、必要な情報を引き継ぐことが重要です。
- (5) 転出元の学校等は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の写しなどを確実に引き継ぐとともに、対面や電話連絡などを通じて、転出先の新しい学校等に必要な情報を適切に伝えましょう。
▶ 虐待に関する個人情報は、子どもの生命・身体等を守るために必要な情報であり、子ども本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、子どもや保護者の同意を得ずにほかの学校に提供できます。
- (6) 引き継がれた学校においても、虐待に関する情報について個々の職員が抱え込まず、必ず校長等管理職、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等に共有するとともに、市町や児童相談所と今後の対応方針を検討していきます。



ワンポイント

子どもが施設入所又は里親委託となり、保護者に子どもの居場所を知らせない場合、保護者が子どもの友達の保護者を名乗り、転出元の学校に、転出先の学校を教えて欲しいと、事務職員や非常勤職員などに連絡してくる場合があります。学校は要対協のメンバーであり、すべての職員に罰則付きの守秘義務がかかっていることを認識するとともに、措置を行う児童相談所とも事前に十分に協議し、対応を検討した上で、校内のすべての職員に情報共有しておくことが必要です。

第5章 主な相談機関一覧

1 市町児童相談窓口

市町名	担当部署	連絡先
金 沢 市	こども相談センター（児童相談所）	076-243-4158
七 尾 市	子育て支援課	0767-53-8445
小 松 市	こども家庭センター	0761-24-8073
輪 島 市	こども家庭センター	0768-23-0082
珠 洲 市	福祉課（子育て支援係）	0768-82-7747
加 賀 市	こども家庭センター（子育て応援ステーション）	0761-72-2565
羽 咋 市	こども家庭センター（こども課）	0767-22-6914
か ほ く 市	こども家庭センター（こども家庭課）	076-283-4320
白 山 市	子ども総合相談室	076-276-1792
能 美 市	こども相談ステーション	0761-58-1420
野 々 市 市	子育て支援課	076-227-6077
川 北 町	福祉課	076-277-8388
津 幡 町	こども家庭センター	076-288-6702
内 灘 町	こども家庭センター	076-286-5622
志 賀 町	子育て支援課	0767-32-9122
宝達志水町	こども家庭センター（子育て応援室）	0767-28-5526
中 能 登 町	こども家庭センター（健康保険課）	0767-72-3932
穴 水 町	こども家庭センター（子育て健康課）	0768-52-3210
能 登 町	こども家庭センター	0768-62-8513

2 児童相談所

対象区域	名称	電話番号
全域	児童相談所 虐待対応ダイヤル	189 (通話料無料) オペレーターが応答し、住所地を管轄する 児童相談所につながります ※ 24 時間 365 日対応
	児童相談所 相談専用ダイヤル	0120-189-783 (通話料無料) お近くの児童相談所につながります
白山市・野々市市 かほく市・津幡町 内灘町	石川県 中央児童相談所	076-223-9553 月～金 8:30～17:45 ※虐待通告、緊急を要する相談については、24 時間 365 日対応
小松市・加賀市 能美市・川北町	石川県南加賀 保健福祉センター	0761-22-0792 月～金 8:30～17:45 ※上記時間以外は、石川県中央児童相談所
七尾市・羽咋市 志賀町・宝達志水町 中能登町	石川県 七尾児童相談所	0767-53-0811 月～金 8:30～17:45 ※虐待通告、緊急を要する相談については、24 時間 365 日対応
輪島市・珠洲市 穴水町・能登町	石川県能登北部 保健福祉センター	0768-22-4149 月～金 8:30～17:45 ※上記時間以外は、石川県七尾児童相談所
金沢市	こども相談センター (金沢市児童相談所)	076-243-4158 月～金 9:00～17:45 虐待通報：076-243-8348 ※虐待通告は 24 時間 365 日対応

3 福祉事務所

名称	電話番号	名称	電話番号
石川中央保健福祉 センター地域支援課	076-289-2202	輪島市福祉事務所	0768-23-1161
		珠洲市福祉事務所	0768-82-7748
能登中部保健福祉 センター地域支援課	0767-53-2482	加賀市福祉事務所	0761-72-7851
		羽咋市福祉事務所	0767-22-3939
能登北部保健福祉 センター地域支援課	0768-22-4149	かほく市福祉事務所	076-283-7121
		白山市福祉事務所	076-274-9509
金沢市社会福祉事務所	076-220-2292	能美市福祉事務所	0761-58-2230
七尾市福祉事務所	0767-53-8418	野々市市福祉事務所	076-227-6061
小松市社会福祉事務所	0761-24-8051		

4 警察

対象区域	名称	電話番号
全県	警察本部	076-225-0110
加賀市	大聖寺警察署	0761-72-0110
小松市	小松警察署	0761-22-0110
能美市・川北町	能美警察署	0761-57-0110
白山市・野々市市	白山警察署	076-216-0110
金沢市	金沢中警察署	076-222-0110
	金沢東警察署	076-253-0110
	金沢西警察署	076-266-0110
かほく市・津幡町・内灘町	津幡警察署	076-289-0110
羽咋市・志賀町・宝達志水町	羽咋警察署	0767-22-0110
七尾市・中能登町	七尾警察署	0767-53-0110
輪島市・穴水町	輪島警察署	0768-22-0110
珠洲市・能登町	珠洲警察署	0768-82-0110

5 児童家庭支援センター

名称	電話番号
ファミリーステーションいなみえん (加賀市片山津温泉井6番地)	0761-75-8889 月～金 9:00～17:00
育松園児童家庭支援センター (小松市額見町ら2番地4)	0761-58-1927 月～金 9:00～17:30
児童家庭支援センターあすなろ (穴水町志ヶ浦15字1番地3)	0768-52-4141 月～金 9:00～17:00
こども家庭支援センター金沢 (金沢市平和町3丁目23番5号)	076-243-8341 月～金 9:00～17:30

6 配偶者暴力相談支援センター

名称	電話番号
石川県女性相談支援センター	076-223-8655 月～金 8:30～17:15

7 その他の電話相談

名称	相談内容	電話番号等	相談時間
いしかわ妊娠相談 ダイヤル (石川県)	妊娠についての 悩み	076-238-8827	月～土 9:30～12:30 火 18:00～21:00 ※メールでの相談も可能 ※日・祝・年末年始は休み
		preg-110@ pref.ishikawa. lg.jp	
		LINE 相談 ID : @247cjbjr	10:00～22:00 (無休) ※相談の受付は24時間です が、上記時間内に返信します。
子育て・虐待予防 ホットライン (NPO 法人子どもの虐待防止 ネットワーク石川)	虐待についての 悩み	076-296-3141	木・土 10:00～16:00
パパママ・ホットライン (NPO 法人子ども夢フォーラム)	子育てについての 悩み	076-214-5666	火～金 10:00～15:00
チャイルドライン・ いしかわ (NPO 法人子ども夢フォーラム)	子ども自身 の悩み	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
家庭教育電話相談 (石川県教育委員会)	家庭教育の悩み	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
24 時間子供 SOS テレホン (石川県教育委員会)	いじめの悩み	076-298-1699 0120-0-78310	24 時間
いじめ相談窓口 (石川県教育委員会)	いじめの悩み	076-225-1830	月～金 9:00～17:00
いじめ 110 番 (石川県警察本部)	いじめの悩み	0120-61-7867	24 時間
DV ホットライン (石川県)	DV について の悩み	076-221-8740	月～金 9:00～21:00 土・日・祝 9:00～17:00
DV 相談 + (プラス) (内閣府)	DV について の悩み	0120-279-889	24 時間 メール、チャットでの相談も可能
こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	心の悩み全般	076-237-2700	24 時間
金沢こころの電話 (公益社団法人金沢こころの電話)	心の悩み全般	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 祝(月～水)9:00～21:00 (木～土)9:00～23:00
夜間小児救急電話相談 (石川県)	子どもの 急な病気	#8000 または 076-238-0099	18:00～翌 8:00

資料編

参考資料① 虐待のリスクのチェックリスト【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう
			過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない
			教員等の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない
			ポーっとしている、急に力がなくなる
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする
			他者とうまく関わらず、些細なことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる
			大人に対して反抗的、暴言を吐く
	孤立		激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である
			友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである
	気になる行動		担任の教員等を独占したがる、過度のスキンシップを求める
			不自然に子どもが保護者と密着している
			繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える
反社会的な行動(非行)		自暴自棄な言動がある	
		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	
保護者への態度		保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする	
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない、過度に緊張している	
身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着等がある	
		季節にそぐわない服装をしている、衣服が破れたり、汚れている	
食事の状況		虫歯の治療が行われていない	
		食べ物への執着が強く、過度に食べる	
登校状況等		極端な食欲不振が見られる	
		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い	
		きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある
			発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている
			「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある
			子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある
	きょうだいとの差別		子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱る
			きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
			アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある
			子育てに関する強い不安がある
	気になる行動		保護者自身の必要な治療行為を拒否する
		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	
		被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある	
学校等との関わり		他児の保護者との対立が頻繁にある	
		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとししない	
		欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		学校行事への不参加、連絡をとることが困難
			夫婦間の口論、言い争いがある
	住居の状態		絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある
			家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている
サポート等の状況		理由のわからない頻繁な転居がある	
		近隣との付き合いを拒否する	
【その他 気になること、心配なこと】			必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む
		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達遅れの遅れが見られる
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが多く多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	養育技術の不足		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている
	養育に協力する人の不在		知識不足、家事・育児能力の不足
	妊娠、出産		親族や友人などの養育支援者が近くにいない
			予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産、10代の妊娠

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」より

参考資料② 虐待のリスク要因

※虐待が起きる背景には、社会的な要因や、家族それぞれの個別的な要因が複雑に、複数絡み合っています。

※これらの要因は、虐待の発生の可能性を高める要因（リスク要因）であって、こういった要因があることが必ずしも虐待を引き起こすわけではありません。

保護者側のリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠） ・若年の妊娠 ・子どもへの愛着形成が十分に行われていない （妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある、子どもの長期入院など） ・マタニティブルーや産後うつ等精神的に不安定な状況 ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害 ・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・保護者の被虐待経験 ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・体罰容認などの暴力への親和性 ・特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 など
子ども側のリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期の子ども ・未熟児 ・障害児 ・多胎児 ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども など
養育環境のリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に不安定な家庭 ・親族や地域社会から孤立した家庭 ・未婚を含むひとり親家庭 ・内縁者や同居人がいる家庭 ・子連れの再婚家庭 ・転居を繰り返す家庭 ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊娠健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩 ・きょうだいへの虐待歴 ・関係機関からの支援の拒否

参考資料③ 関係機関の虐待対応における主な役割

市町虐待対応担当課（児童福祉主管課）（子ども家庭総合支援拠点）	
役割	<p>地域に身近な公的機関として子ども家庭相談の一義的な窓口であるとともに、虐待の通告受理機関となっています。また、さまざまな子育て支援事業を実施しています（ほとんどの市町では児童福祉主管課が虐待対応担当を担っています）。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、子ども等に関する相談対応を行い、ソーシャルワークを中心とした機能を担うもので、子ども家庭への支援（虐待対応を含む）を行う拠点となります。</p>
発見	<p>子どもの生活・家庭内の問題等、様々な相談に応じる中で、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもを早期に把握します。</p>
初期対応	<p>虐待の疑いの通告を受けた場合、もしくは虐待の疑いのある事例を発見した場合には、情報を確認し、必要に応じて児童相談所と連携し、調査や安全確認等を行います。緊急性やリスクが高い場合は、速やかに児童相談所に連絡します。</p>
援助	<p>調査の結果に基づき、援助方針を決定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①継続的な来所相談や家庭訪問を行い、親子関係の調整や指導を行います。 ②経済的な困窮や育児への不安・ストレスなど家庭が抱える問題に対し、福祉や子育て支援事業等の活用につなげ、保護者の負担軽減を図ります。 ③関係機関に対し、地域での見守りや支援を依頼する等、関係機関と連携した支援を行います。その際は、定期的な状況把握を行うとともに、要対協にて、子どもに関する情報や考え方を共有し、役割分担をしながら、適切な連携を図っていくように努めます。

児童相談所	
役割	<p>児童福祉法に設置が義務づけられている児童福祉の専門機関で、子どもに関する専門的知識や技術を必要とする相談を受けています。</p> <p>市町、県福祉事務所とともに、虐待の通告受理機関となっています。さらに、立入調査や一時保護、施設等への入所の権限が与えられています。</p>
初期対応	<p>虐待の疑いの通告を受けた場合、もしくは虐待の疑いのある事例を発見した場合には、情報を確認し、関係機関と連携し調査や安全確認等を行います。</p>
介入	<p>初期調査の結果、緊急性やリスクが高い場合は、子どもを一時保護します。原則として子どもや保護者の同意を得て行いますが、同意が得られない場合にも、児童相談所の判断で一時保護することができます。</p>
援助	<p>子どもの状況等を総合的に診断し、援助方針を決定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①在宅での指導 <p>虐待が比較的軽微であり、在宅でも虐待が拡大しないと判断される場合は、子どもを家庭から引き離すことなく、継続的な来所相談や家庭訪問を行い、親子間の調整や指導を行います。また、関係機関に地域での見守りや支援を依頼するなど、連携して、継続的な支援を行っていきます。</p> ②親子分離 <p>在宅での指導が困難である場合、子どもの施設入所（里親委託含む）により、一定期間親子が離れて生活し、家庭環境や親子関係の修復を図ります。</p>

福祉事務所	
役割	管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関です。生活保護、高齢者、児童、母子、障害などに関する相談に応じています。 県の設置する福祉事務所は、虐待の通告受理機関となっています。
発見	①子どもの生活・家庭内の問題等、様々な相談に応じる中で、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもを早期に把握します。 ②生活保護、児童福祉、母子福祉関係等の援助を受けている家庭や窓口相談の中から、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもの早期発見に努めます。
初期対応	県福祉事務所では、虐待の疑いの通告を受けた場合、もしくは虐待の疑いのある事例を発見した場合には、情報を確認し、町や児童相談所と連携し調査等を行います。
援助	町や児童相談所にケースを移した後において、町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。 ①ケースの状況によっては、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の育児不安等の相談支援を行います。 ②そのケースの背景に応じて、様々な制度の利用を勧め、その家庭全体を支援し、見守る体制をつくります。

市町母子保健主管課・保健センター（子育て世代包括支援センター）	
役割	妊娠中から乳幼児期まで、健やかな子どもの育成のためにさまざまな母子保健事業を実施しています。 子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児に対し、妊娠・出産・育児に関する相談対応を行い、包括的な、切れ目のない支援を提供します。
発見	母子健康手帳の交付や新生児訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通して、ハイリスク家庭（支援が必要な妊婦、子どもやその家庭）について把握に努めます。
初期対応	①虐待の疑いのある事例を発見した場合は、速やかに市町の虐待対応担当課に情報提供（通告）し、連携・協力しながら、調査や安全確認を行います。 ②なお、緊急介入が必要と思われるケースあるいは、その可能性の高いケースについては、すぐに児童相談所に通告します。
援助	通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。 ①乳幼児健康診査等により、子どもの発育状況等を把握し、保護者の思いに寄り添いながら、その他の母子保健事業につなげたり、子育て支援サービスを紹介する等、継続的な支援を行います。 ②ケースの状況によっては、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の育児不安等の相談支援を行います。

県保健所	
役割	地域保健法により、県に設置され、地域における保健衛生活動の中心機関としての役割を担っており、特に周産期医療保健機関との連携による早期支援体制の整備を行うなど保健事業を通して虐待予防に努めています。
発見	①療育発達相談事業で、虐待や不適切な養育ケース（疑いを含む）の子どもについて把握に努めます。市町の依頼により、訪問活動に協力します。 ②精神保健面での支援を必要としている人のうち、不適切な養育を行う事例などの把握を行います。

県保健所	
初期対応	<p>①虐待の疑いのある事例を発見した場合は、速やかに市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②なお、緊急介入が必要と思われるケースあるいは、その可能性の高いケースについては、すぐに児童相談所に通告します。</p> <p>③通告先機関に対して、必要に応じて、子どもの安全確認などに協力します。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①ケースの状況によっては、市町や児童相談所等と連携し、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の育児不安等の相談支援を行います。</p> <p>②保護者が精神障害である場合など、必要に応じて、医療機関等関係機関との連絡調整を行うとともに、子どもと家族の支援を行います。</p> <p>※なお、保護者の精神症状が緊急介入を要すると判断される場合は、精神保健福祉法に基づく入院措置を行います。その際にも市町の要対協に情報提供することが必要です。</p>

児童家庭支援センター	
役割	<p>児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設です。</p> <p><児童家庭支援センターの主な業務></p> <p>①地域・家庭からの相談、必要な助言 ②児童相談所からの受託による指導</p> <p>③市町への技術的助言 ④関係機関等との連携・連絡調整 等</p>
発見	<p>①窓口や個別訪問での相談、子育て家庭を対象とした地域活動の中で、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努めます。</p> <p>②児童養護施設を退所した子どもや、家庭にしながら児童相談所の指導を受けている子どもの生活の状況を把握し、虐待の再発防止に努めます。</p>
初期対応	<p>①虐待の疑いのある事例を発見した場合は、速やかに市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②日頃の保育所や幼稚園、学校、児童委員などとの密接な連絡体制を活かして、きめ細かに情報収集し、通告機関への情報提供を行います。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①ケースの状況によっては、継続した訪問や電話・面接による相談を行い、子どもの見守りや、保護者の子どもとの関わり方等の相談支援を行います。</p> <p>②児童相談所からの委託により、その援助方針に沿って、具体的な援助目標や援助方法を定め指導を行います。</p> <p>③児童養護施設等に設置されていることから、夜間等の緊急の相談や一時保護の要請への対応も期待されており、対応手順の職員への周知が必要です。</p>

児童委員・主任児童委員	
役割	<p>児童委員は、児童福祉法に基づき市町の区域に置かれている特別公務員であり、子どもたちの見守りや、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。また、主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童に関することを専門的に担当し、児童委員への援助・協力を行います。</p> <p>児童委員・主任児童委員は、住民としての通告と通告の仲介（住民と市町・児童相談所との橋渡し）をする役割があります。（児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条）</p>
発見	<p>地域に密着した活動により、子どもを発見しやすい立場にあるため、子どもたちの様々な情報をキャッチできるよう、日頃からアンテナを張ります。</p>
初期対応	<p>①虐待の疑いのある子どもを発見した場合、または、住民から情報を得た場合は、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②市町、県福祉事務所、児童相談所から、日頃の子どもや家庭の生活状況の把握や調査を求められる場合があります。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、もしくは市町や児童相談所からの依頼に応じて、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>在宅で見守ることが望ましいと市町または児童相談所が判断した場合、その機関と連絡をとりながら訪問を重ね、保護者の相談相手になったり、子どもの様子を見守っていく役割を担う場合もあります。</p>

保育所・認定こども園・幼稚園	
役割	<p>保育所や認定こども園・幼稚園では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に子ども虐待の早期発見が可能です。また、子どもの送迎時に保護者と接する機会も多く、保護者に対して、子育てについての助言等を行う場でもあります。</p>
発見	<p>虐待は、子育て中のどこの家庭でも起きうるものだという視点に立って、早期発見に努めます。</p>
初期対応	<p>①虐待の疑いがある場合は、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録を残し、身体的な傷についても、できる限り記録にとっておくことが望まれます。児童相談所などの専門機関の判断材料となります。</p> <p>③深刻な事例の場合、園が単独で判断し介入することは、円満な解決に至らず、危険な結果となる場合があるため、必ず児童相談所など専門機関の判断を求める必要があります。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>送迎時に保護者と会う機会等を活用し、保護者の気持ちを受容しながら、家庭での様々な悩み事について、できるだけ相談相手となり、子育てのアドバイスなどの援助も行えるよう努めます。</p>

その他の児童関係施設（放課後児童クラブ・児童館・児童デイサービス等）	
役割	<p>日頃の活動の中で子どもたちの身体的な状況や行動面の変化に目を配り、さらに保護者との日頃の関わりの中で親子関係や子育ての様子を知ることができるので、子ども虐待の早期発見が可能です。</p>
発見	<p>虐待は、子育て中のどこの家庭でも起きうるものだという視点に立ち、早期発見に努め、虐待の疑いがある場合には、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p>

その他の児童関係施設（放課後児童クラブ・児童館・児童デイサービス等）

初期対応	<p>①虐待の疑いがある場合は、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。</p> <p>②虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく記録を残し、身体的な傷についても、できる限り記録にとっておくことが望まれます。児童相談所等の専門機関の判断材料となります。</p> <p>③深刻な事例の場合、単独で判断し介入することは、円満な解決に至らず、危険な結果となる場合があるため、必ず児童相談所など専門機関の判断を求めする必要があります。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、もしくは、市町や児童相談所からの依頼に応じて、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①援助を行う際には、単に加害者と被害者という関係で見ずに、虐待者も不安や恐れの中で苦しんでいることに目を向けた支援になるよう心掛けます。</p> <p>②家庭や学校生活での様々な悩みごとについて、できるだけ相談相手となったり、保護者に対して子育てのアドバイスなどの支援も行えるよう努めます。</p>

医療機関

役割	<p>医療機関は子ども虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めることとされており、虐待を発見したり、疑ったら、速やかに通告する義務があります。（児童虐待防止法第5、6条）</p>
発見	<p>常に、子ども虐待が発見される可能性が高いことを念頭に置いておく必要があります。</p>
初期対応	<p>①生命に危険のある場合や症状が重度の場合は、すぐに入院させ、子どもの安全を図ります。</p> <p>②外来診察で対応が可能な場合でも、在宅に戻せば子どもの安全が確保されないと思われる事例は、可能な限り保護者に入院を勧めます。</p> <p>③児童相談所や市町、県福祉事務所への速やかな通告ももちろん必要ですが、明らかに傷害罪、暴行罪に該当すると思われる事例については、警察への告訴（告発）も検討する必要があります。</p> <p>④産婦人科等において、早期に養育支援を行う必要がある妊産婦と判断した場合には、市町に情報提供を行います。特に、妊婦健診をきちんと受診していない、分娩時が初診、あるいは受診が少ない妊婦については留意が必要です。</p>
援助	<p>通告後において、市町の要対協の一員として、もしくは市町や児童相談所からの依頼に応じて、子どもや家庭への必要な支援を行います。</p> <p>①診察や健診の際には、妊婦の健康状態や、子どもの発育、発達や健康上の問題、育児上の悩みごと等に関して、必要な助言や指導を行うことが望まれます。</p> <p>②この場合、できるだけ「カウンセリング・マインド」（相手の訴えに耳を傾けること）で接することが大切です。</p> <p>③退院後の経過観察をするにあたり、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）や保健センター、児童相談所との連携に努めます。</p> <p>④なお、虐待をする保護者の中には、精神的疾患を抱えている者もあり、親子関係の安定や修復を図るため、保護者の治療が必要な場合もあります。</p> <p>⑤さらに、虐待を受けた子どもの情緒面のケアを行うことも医療機関の大切な役割として期待されています。</p>

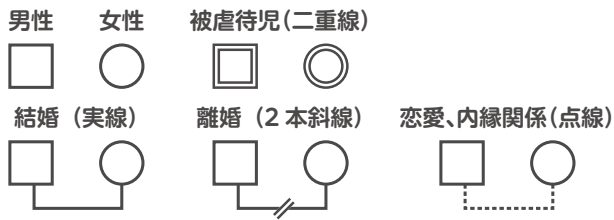
警察	
役割	子ども虐待事案に係る子どもの安全確認及び保護、虐待者の検挙、非行少年に係る捜査及び調査、家出少年の捜索・発見・保護などを行っています。
発見	保護者による子どもへの暴行、傷害等として、110番等により、警察へ直接通報があるほか、家出、徘徊、迷子、万引き等の背景に、虐待がある場合も多いので、留意する必要があります。 配偶者からの暴力（DV）として、110番等により警察に通報が入った場合、子どもがDVを目撃している、いわゆる「面前DV」による心理的虐待を把握します。
初期対応	①警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した場合、子どもの安全確保を最優先とした対応を図り、場合によっては、児童相談所と協議して、子どもを一時保護所まで同行することを検討します。 ②近隣からの通報で、問題の家庭を特定できない場合、パトロールを強化するなど、情報収集に努めます。 ③個々の事案について、児童相談所等の関係機関と緊密な連携をとりながら、時間、場所、方法、子どもの年齢や状態などを総合的に勘案し、その上で、子どもを保護する観点から、犯罪に該当する場合は、適切に事件捜査をすることとなります。
援助	①児童虐待防止法第10条第1項において、児童相談所職員が子どもの安全の確認又は一時保護、立入調査、臨検又は捜索等を行おうとする場合並びに、接近禁止命令を受けた保護者による面会強要防止を図る場合において、それらが円滑に行われるように、児童相談所から要請を受けて、事前協議のうえ、援助を行います。 ②市町の要対協の一員として、児童相談所等関係機関と連携を図るとともに、対象事案に対して積極的な意見具申を行います。

配偶者暴力相談支援センター	
役割	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し、相談・支援を行う行政機関です。
発見	母親への相談・支援を行うにあたっては、子どもにDVを目撃させることは心理的虐待にあたることを認識しておくことが必要です。
初期対応	①DVの被害者から相談があり、その被害者に子どもがおり、子どもがDVを目撃しているおそれがある場合は、速やかに、市町、県福祉事務所、児童相談所に通告します。 ②母親が女性相談支援センターに保護を求めた場合は、その子どもの保護については、児童相談所と対応を協議します。
援助	通告後において、市町の要対協の一員として、子どもや家庭への必要な支援を行います。 母子への支援について、母親の思いに寄り添いながら、一時保護や地方裁判所への保護命令申立、離婚、母子生活支援施設への入所などを検討していきます。

参考資料④ 事例による虐待対応のポイント

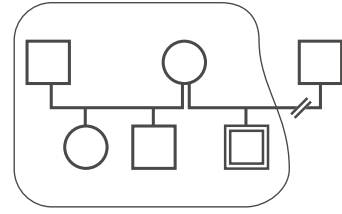
※掲載されている事例は全て架空事例です。

■事例中表示した<家族構成図（ジェノグラム）>の説明

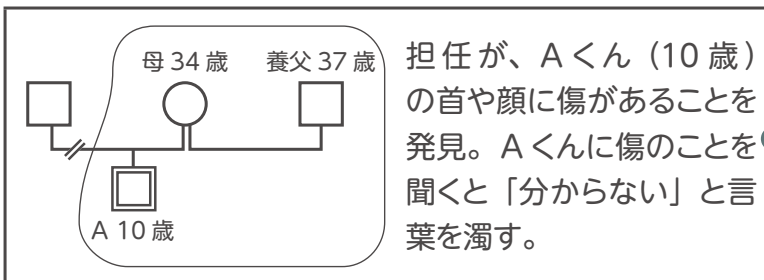


<作図例>

- ・子どもは、出生順に左から表記
- ・同居家族は実線で囲む
- ・必要に応じて年齢等を記載



事例1 「身体的虐待が疑われる事例」



主なポイント

学校は、子どもたちが毎日通う場所であり、虐待を早期発見しやすい場所といえます。

気になる情報を把握した場合は、担任だけで抱え込まず、校長など上司に相談しましょう。

子どもの傷は治りやすく、時間が経過すると記憶も曖昧になるため、傷を発見したら速やかに対応することが必要です。

市町の虐待対応担当課や児童相談所へつなげることが重要です。子どもの安全確認や一時保護の必要性の判断を速やかに行う必要があるため、子どもが在籍している間に連絡しましょう。

虐待かもと心配した担任は、校長に相談

相談を受けた校長は、担任や養護教諭等からAくんに関する情報を収集・整理

（学校で把握している主な情報）

- ・ Aくんが「お父さんに殴られる」と話しているのを聞いたことがあるが、傷は見られなかった。
- ・ Aくんには少し知的な遅れが感じられる。
- ・ 以前に比べると、落ち着きがなく、他の生徒への乱暴な言動が見られる。

職員間で話し合い、児童相談所への通告を決定
すぐに児童相談所に連絡



主なポイント

<児童相談所における対応>

- 学校にて、A くん(Aくん)の安全確認（目視）を実施
- 学校、市町の児童福祉主管課等から、この家庭に関する情報（今までの関わり等）を確認

↓ A くん(Aくん)が家に帰りたがらないことから

- A くん(Aくん)を一時保護

↓

- 母と養父との面接を実施。

（両親の話）

- ・最近 A くん(Aくん)が言うことを聞かずに困っており、しつけのため叩くことがある。

<児童相談所の対応>

- ・養育の大変さを労いつつ、しつけのためとしても暴力（体罰）を行うことは法律で禁止されており、虐待にあたることを説明。
- ・子どもとの関わりについて考えることを提案。

↓ 面接を通して、養育姿勢の改善が見られたことから

- 一時保護を解除し、A くん(Aくん)の家庭復帰

市町の虐待対応担当課や児童相談所の安全確認や調査に協力することが重要です。

傷を発見して即座に対応したことで、タイミングを外さずに両親から話を聞くことができ、子どもの育てにくさを感じており、困っていることが分かりました。

虐待の支援は単一の機関ではできません。それぞれの役割をふまえて、協力して支援していくことが大切です。

在宅支援

児童相談所：

定期的な保護者指導、A くん(Aくん)の心理的ケアを継続

学校：

丁寧な注意深い見守り・観察（モニタリング）、A くん(Aくん)の発達段階に合わせた支援・指導

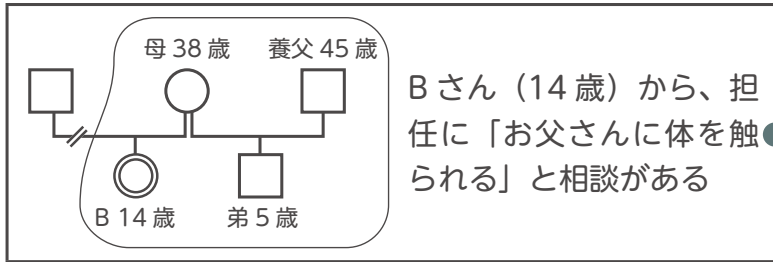
児童相談所では、児童福祉司が親からの相談を受け、虐待問題の改善に向けて支援していきます。また、児童心理司が子どもに対し、心理療法を行います。

見守ることは監視ではありません。子どもが学校で安心して過ごせるように関わっていくことが大切です。

両親は、児童相談所への通所を続け、A くん(Aくん)の養育姿勢が改善。A くん(Aくん)も徐々に落ち着き、両親との関係が改善。



事例2 「性的虐待が疑われる事例」



主なポイント

子どもの訴えには真剣に耳を傾けてください。SOS をきちんとキャッチすることで子どもは救われます。

担任だけで抱え込まず、校長に伝え、組織として対応することが必要です。

担任はすぐに校長に相談し、緊急会議

性的虐待についての聴き取りは大変難しく、子どもにとって新たな傷つきの体験になる危険も伴うため、学校では詳しい話は聴き取らず、児童相談所にゆだねましょう。

学校は、すぐに児童相談所に連絡

<児童相談所における対応>

○学校にて、Bさんと面接を実施

↓ 家に戻るのは危険と判断

○Bさんをすぐに一時保護

○母と養父との面接を実施

(両親の話)

- ・ 養父はBの訴えを否認。
- ・ 母は、今回の件にショックを受け、Bの傷つきに理解を示しつつも、養父との離婚は考えていない。

<児童相談所の対応>

- ・ Bさんが安全に過ごせることが保障できなければ家に帰せないこと、児童養護施設への入所になることもあることを伝える。

↓ 家庭でのBさんの安全の保障が困難と判断

○母の同意による施設入所

性的虐待が疑われる場合は、まず子どもの安全を確保することが最優先です。そうしたうえで、今後について相談していく必要があります。

子どもが家で安全に暮らせなければ、児童相談所は施設入所等を勧めますが、同意が得られなければ、児童福祉法第28条により、家庭裁判所に申し立てることになります。

学校は、養父からの苦情に対応

(学校の対応)

- ・ 養父の言い分を聴いたうえで、子どもが安心して暮らすため、学校は児童相談所へ通告する義務があること、法律でそう定められていることを説明。

保護者から、学校が通告したと苦情を言われたとしても、通告義務があること等含めて、毅然とした対応に努めます。威圧的な要求や暴力の行使などが予想される場合には、教育委員会や警察等にも連絡しておきましょう。

児童養護施設入所

児童相談所：

親子関係の再構築、Bさんの心理的ケアの継続

児童養護施設：

Bさんの安定した生活に向けた支援

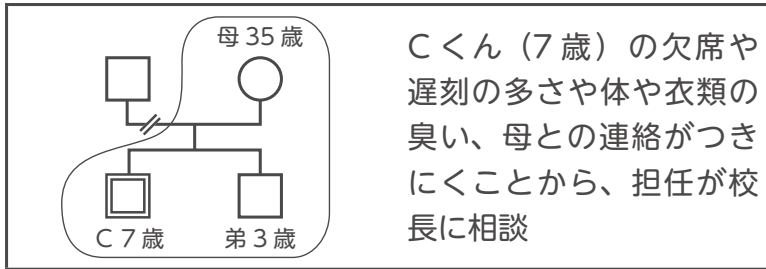
加害者と離れたとしても、子どもは様々な不適応症状を起こすことがあります。周囲の守られた安全な環境の中で、心理面や精神面に対しての適切な支援を継続して受けながら生活を送っていくことが大切です。

Bさんは家に帰りたがらず、母とは施設で面会を実施。養父との面会は禁止。

今後の親子関係の再構築が課題となっている。

事例3 「ネグレクトが疑われる事例」

主なポイント



虐待通告は、児童相談所の他、市町の虐待対応担当課（児童福祉主管課）でも受け付けています。

ネグレクトの疑いもあることから、校長は、市町の虐待対応担当課に連絡

家族の生育歴や養育環境はアセスメントする時に必要な基本情報です。地域にある情報を集約することは、リスクの度合いや支援計画を立てる際にとっても参考になります。

<市町虐待対応担当課における対応>

○庁内の関係課やその他関係機関に、この家庭に関する情報を確認

○通告のあった翌日に、Cくんが登校したため、学校にて、Cくんの安全確認（目視）を実施

（把握できた主な情報）

- ・母子世帯。5歳の弟がいる。
- ・弟はしばらく保育所を休んでいる。保育所でも気になる家庭と捉えていた。
- ・近隣や親族との付き合いはないよう。
- ・母の職業は不明で、収入も分からない。

○家庭訪問するが、応答なく母とは会えず。

○保育所や学校と連携を図りながら、家庭訪問を続け、何とか母と会える。

（母の話）

- ・健康状態も精神状態も悪く、就労がうまくいかない。
- ・特に朝は体が動かず、弟の保育所送迎もCの登校準備も難しい。

○個別ケース検討会議を開催

関係機関がケースの概要を共有し、それぞれの機関が支援の役割を分担

このケースの問題は、子どもが学校や保育所に登校・登園しないだけでなく、経済的、養育環境的な問題が根本にあり、それを母自身が認め、支援を受け入れることが必要です。そのため、関わる機関は、支援が長期にわたるという認識を持ち、「指導的」に関わるのではなく「支援」する姿勢で関わるのが大切です。

在宅支援

市町虐待対応担当課：

支援に向けた全体の調整、母の相談支援、子育て支援サービスの提供

学校・保育所：

丁寧な注意深い見守り・観察（モニタリング）、衛生面への指導支援

市町生活困窮者支援担当課：

生活保護の受給開始、定期的な訪問により生活の安定のための指導

市町障害福祉主管課：

相談や受診、福祉手続きへの働きかけ、福祉サービスの利用に向けた調整

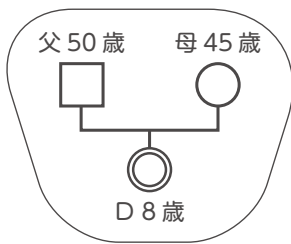
児童委員・主任児童委員：

地域での見守り・声かけ

生活支援を受けるようになったことで、生活の実態がわかりやすくなり、今後の支援計画を立てやすくなりました。

市町の公的支援につながり、公的機関の介入が可能となる。その後も必要に応じ、個別ケース検討会議を開き、支援を継続。

事例4 「心理的虐待が疑われる事例」



担任は、母から、父がDちゃん(8歳)への暴言がひどいと相談を受ける

虐待かもと心配した担任は、校長に相談

校長は、情報を収集・整理し、職員間で対応を協議
養護教諭が母から話を聴く

(母の話)

- ・ Dは父になついていない。父はその態度を見て、Dに「お前なんていない方がいい」等と暴言を吐く。
- ・ さらに、Dがそうなのは母のせいだと言い、自分に暴力を振るってくる時がある。
- ・ Dにとってよくない環境とっており、影響が心配。

協議したことに基づき、養護教諭は、母に、現在の家庭環境はDちゃんにとって虐待にあたるのではと懸念を伝え、市町の虐待対応担当課に繋げる

<市町虐待対応担当課における対応>

- ・ 母と面接を行い、母の困っていることを確認し、市町の子育て支援サービスの利用を勧める。
- ・ 父から母への暴力については、DV相談担当課や配偶者暴力相談支援センターで相談できることを情報提供。

- ↓
- ・ 母は、子どもに関する相談について、継続希望。
 - ・ DV相談については、しばらく考えると保留。

在宅支援

市町虐待対応担当課：相談支援の継続

学校：

丁寧な注意深い見守り・観察（モニタリング）

配偶者暴力相談支援センター：

（後日、母が相談申込）DV相談について継続支援

母はなかなか改善が見られない父との離婚を決意。Dちゃんは安定した環境の中で落ち着きが見られるようになった。

主なポイント

担任等教職員は、保護者との面談や教育相談の場面で、保護者と話をする機会があります。保護者の話に耳を傾けたり、保護者の様子や親子関係を観察することで虐待の早期発見に繋がることがあります。

担任は1人で抱え込まず、校長に速やかに相談しましょう。

子どもへの暴言や、子どもの目の前でのDVは、心理的虐待にあたります。

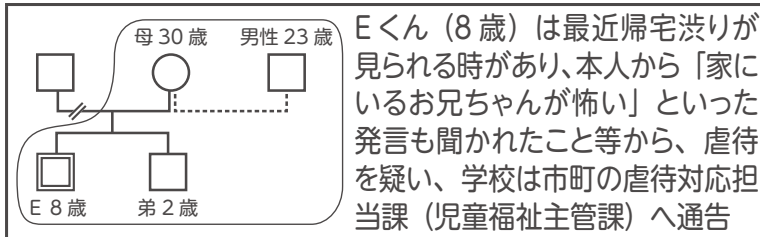
虐待の支援は単一の機関ではできません。それぞれの役割をふまえて、協力して支援していくことが大切です。

適切な相談支援機関につないだ後も、子どもが学校で安心して過ごせるように配慮し、子どもの様子に何か不自然なことはないか、変わったことはないか等、丁寧に見守っていくことが大切です。

DVを受けている女性は、様々な理由から助けを求めることや逃げ出すことができない場合があります。本人の意思を尊重しながらサポートしていくことが大切です。

事例5 「死亡に至った事例」

主なポイント



虐待対応担当課は安全確認及び調査により、心理的虐待と判断し、見守りを継続
▶要対協による進行管理を行っていく

半年後、学校はEくんの腕にアザを発見し、すぐに虐待対応担当課に通告
▶虐待によるものと判断できず、様子見とする

(1 か月後の進行管理における情報共有)
・母はケガで仕事を辞め、生活保護を受給開始
・弟が通う保育所に交際男性を紹介

(2 か月後の進行管理における情報共有)
・子どもたちが学校や保育所を休むことが増えてきて、母は子どもたちの体調不良などの理由を説明
・弟の1歳6か月児健診が未受診

<虐待対応担当課>
・生活困窮者支援担当課に状況を確認したところ、「数日前の面接で子ども2人に変わりはない」と聞き、家庭訪問や母との面接は行わず。

<母子保健主管課>
・家庭訪問を試みるが、母が「家が散らかっているから、来月にして欲しい」と拒否。

Eくんが数日ぶりに学校に登校。
Eくんの腕と足に傷があることを発見。
母は「転んだ」、Eくんは「分からない」と不自然な説明。
▶学校は心配しながらも、通告せず

2 か月後、母から、Eくんが「学校に行きたくないと言っているから休ませる。県外の母方祖母の元に預ける」と学校に連絡がある。その後母と連絡がとれなくなる。
▶学校は、虐待対応担当課に通告

虐待対応担当課は、生活困窮者支援担当課から2週間前の面接で特に変わりなかったと聞き、すぐの家庭訪問等は行わず

その翌日、Eくんは病院へ緊急搬送され、搬送先の病院で死亡。弟は衰弱した状態。

関係機関で、いわゆる「見守り」を実施する場合、具体的な役割分担と主たる支援機関を決める必要があります。

1つ1つは小さな問題であっても、それぞれの要素が複雑に絡み合い、大きな虐待につながる可能性があります。

退職による経済状況の変化や交際男性の出現、妊娠など家族の環境変化や、保育所の無断欠席や乳幼児健診の未受診などのリスク要因について、関係機関で情報を共有し、状況に応じて、再度アセスメントをし、援助方針・計画を見直すことが必要です。

経過の長いケースでも、虐待通告や心配な点が見られた場合は、過去の経緯にとらわれることなく、新たなケースとして家族状況を分析し、リスクを評価し、前例にとられない対応をすることが必要です。

子どもの安全が確認できない場合や膠着状態に陥った場合は、介入的なアプローチに切り替える時期をしっかりと見定めなければなりません。

子どもからのサインも多くあり、安全確認の方法や、保護者との関わり方など、検討の余地がありました。ニーズのない家庭への支援は難しいですが、関係機関がどのような連携体制で支援を行うかは、非常に重要な点です。

おわりに

これまで石川県が作成しました子ども虐待に関するマニュアル等は下記のとおりです。

- ・ 関係者のための子ども虐待防止ハンドブック
 - ー石川県児童虐待の早期発見対応及び保護支援指針ー
- ・ 児童虐待の早期発見対応指針及び保護支援指針における運用マニュアル
- ・ 母子保健マニュアルー育児支援、虐待予防に向けてー
- ・ 子ども虐待防止ハンドブック～事例をとおして考える～
- ・ ママ・パパ子育て応援 BOOK 抱きしめてあげたい～あなたは一人じゃない、大丈夫～

上記のほか、この手引きの作成にあたっては、主に下記文献、資料を参考、引用させていただきました。

- ・ 厚生労働省：子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改正版）
- ・ 厚生労働省：児童相談所運営指針
- ・ 厚生労働省：市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）
- ・ 厚生労働省：要保護児童対策地域協議会設置・運営指針
- ・ 文部科学省：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
- ・ 文部科学省：養護教諭のための児童虐待対応の手引
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育士会：

これって虐待？子どもの笑顔を守るために

本手引の作成にあたっては、学識経験者及び福祉・保健・教育関係者、関係団体で構成する「児童虐待対応手引き作成ワーキンググループ（統括：金沢星稜大学人間科学部 川並利治教授）」で検討を行いました。

作成にご協力くださった全てみなさまに感謝申し上げます。

わたしたちができること

ー子ども虐待対応のための手引きー

発行：令和 3 年 3 月

石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
TEL(076)225-1421 FAX(076)225-1423

